

平成 2 5 年 第 4 回

芦北町議会 9 月 定例会 会議録

開会 平成 2 5 年 9 月 9 日

閉会 平成 2 5 年 9 月 2 0 日



熊本県芦北町議会

平成25年第4回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・9	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託
10	火	本会議 要請審議 一般質問
11	水	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課）
12	木	委員会審査 総 務（総務課、税務課、議会事務局） 文教厚生（福祉課、教育課）
13	金	委員会審査 建設経済（商工観光課、農業委員会事務局、農林水産課） 総 務（田浦基幹支所、企画財政課）
14	土	休 日
15	日	休 日
16	月	祝 日（敬老の日）
17	火	休 会（議事整理）
18	水	休 会（議事整理）
19	木	休 会（議事整理）
20	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（9月9日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	9
	日程第1 会議録署名議員の指名	9
	日程第2 会期の決定について	9
	日程第3 諸報告	10
	議長諸般の報告	
	行政報告	
	日程第4 町長の提案理由説明	10
	日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について（平成24 年受付分）	11
	日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第2号）	13
	日程第7 報告第5号 継続費精算報告について	14
	日程第8 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	14
	日程第9 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価結果の報告について	16
	（一括議案＝日程第10から日程第19まで）	
	日程第10 認定第1号 平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて	18
	日程第11 認定第2号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	18
	日程第12 認定第3号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	18
	日程第13 認定第4号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	18
	日程第14 認定第5号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	18

日程第15	認定第6号	平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	18
日程第16	認定第7号	平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	18
日程第17	認定第8号	平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	18
日程第18	認定第9号	平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	18
日程第19	議案第42号	平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	18
日程第20	議案第43号	平成25年度芦北町一般会計補正予算(第3号) ……	21
日程第21	議案第44号	平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) ……	31
日程第22	議案第45号	平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ……	32
日程第23	議案第46号	平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) ……	33
日程第24	議案第47号	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
日程第25	議案第48号	芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について…	35
日程第26	議案第49号	芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	37
日程第27	議案第50号	芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	37
日程第28	議案第51号	芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第29	議案第52号	芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
日程第30	議案第53号	町道の路線認定について……………	40
日程第31	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	41
7	散会……………		42

第2号(9月10日)

1	議事日程	45
2	出席議員氏名	45
3	欠席議員氏名	45
4	説明のため出席した者の職氏名	45
5	事務局職員出席者	46
6	開 議	52
	日程第1 要請第1号 道州制導入に反対する意見書について	52
	日程第2 一般質問	52
	(1) 宮内道則議員第1回目一般質問	53
	○竹崎町長答弁	53
	○山口建設課長答弁	54
	○吉田総務課長答弁	55
	○山元商工観光課長答弁	55
	(2) 宮内道則議員第2回目一般質問	55
	○吉田総務課長答弁	56
	(3) 宮内道則議員第3回目一般質問	56
	○吉田総務課長答弁	56
	(4) 宮内道則議員第4回目一般質問	57
	○山元商工観光課長答弁	57
	(5) 宮内道則議員第5回目一般質問	57
	○山元商工観光課長答弁	57
	(6) 宮内道則議員第6回目一般質問	57
	(1) 坂本登議員第1回目一般質問	58
	○竹崎町長答弁	59
	○竹浦教育長答弁	60
	○山口建設課長答弁	61
	(2) 坂本登議員第2回目一般質問	61
	○山口建設課長答弁	62
	(3) 坂本登議員第3回目一般質問	62
	○竹崎町長答弁	63
	(4) 坂本登議員第4回目一般質問	63
	○竹崎町長答弁	64
	(5) 坂本登議員第5回目一般質問	64
	○竹崎町長答弁	65

(6) 坂本登議員第6回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	65
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	66
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	66
○竹浦教育長答弁	67
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	67
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	68
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	68
(1) 水口宣之議員第1回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	69
○早川税務課長答弁	69
(2) 水口宣之議員第2回目一般質問	70
○早川税務課長答弁	71
(3) 水口宣之議員第3回目一般質問	71
○早川税務課長答弁	71
(4) 水口宣之議員第4回目一般質問	71
○竹崎町長答弁	71
(5) 水口宣之議員第5回目一般質問	72
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	73
○寺川企画財政課長答弁	74
○吉田総務課長答弁	74
○山口建設課長答弁	74
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	74
○楠原住民生活課長答弁	75
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	76
○山口建設課長答弁	76
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	77
○吉田総務課長答弁	77
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	78

7 散 会	79
-------	----

第3号（9月20日）

1 議事日程	83
2 出席議員氏名	84
3 欠席議員氏名	84
4 説明のため出席した者の職氏名	84
5 事務局職員出席者	84
6 開 議	85

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

日程第1 認定第1号	平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第2 認定第2号	平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第3 認定第3号	平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第4 認定第4号	平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第5 認定第5号	平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第6 認定第6号	平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第7 認定第7号	平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第8 認定第8号	平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第9 認定第9号	平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
日程第10 議案第42号	平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	85
日程第11 発議第3号	道州制導入に断固反対する意見書案について	106
日程第12 議員派遣の件		107

（一括議題＝日程第13から日程第16まで）

日程第13 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	107
---------------------------	-----

日程第14	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	107
日程第15	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出	107
日程第16	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	108
7	閉 会	108

平成25年第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月9日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸報告
議長諸般の報告
行政報告
- 日程第 4 町長の提案理由説明
- 日程第 5 陳情第 1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について（平成24年受付分）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
平成25年度芦北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 報告第 5号 継続費精算報告について
- 日程第 8 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 9 報告第 7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- （一括議案＝日程第10から日程第19まで）
- 日程第10 認定第 1号 平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第 7号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 8号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 9号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第42号 平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第20 議案第43号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第44号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第45号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第46号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第47号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第48号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第49号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第50号 芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第51号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第52号 芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第53号 町道の路線認定について
- 日程第31 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君

2番 林 田 燿 宏 君
4番 寺 本 順 一 君

5番 古村逸男君
7番 草野安道君
9番 元山秀志君
11番 平松洋一君
13番 水口宣之君
15番 寺本修一君

6番 白坂康浩君
8番 前田徹一君
10番 宮尾秀行君
12番 川尻成美君
14番 岡部恵美子君
16番 藤井公明君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百鍊君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	吉田茂君	企画財政課長	寺川健一君
税務課長	早川純一君	住民生活課長	楠原清照君
福祉課長	宮下祐一君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	山元信作君	建設課長	山口純志君
上下水道課長	江上繁君	会計管理者兼 会計室長	園川民夫君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	本山昭君
生涯学習課長	藤井哲郎君	農業委員会 事務局長	鶴山秀生君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下田研君 次長（主幹） 福田貴司君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会

期 日 平成25年7月8日（月）

場 所 熊本テルサ

内 容 ・第五次水俣・芦北地域振興計画平成26年度実施計画の説明
・地元要望事項 芦北町：県道二見田浦線の改良について他2件
県側参加者：副知事、教育長、関係部長
地元参加者：県議2名、各市町長3名、各市町議会議長3名
水俣芦北広域行政事務組合事務局他

- 3 南九州西回り自動車道建設促進期成会役員会

期 日 平成25年7月12日（金）

場 所 ホテルキング（出水市）

議 題 ・平成24年度事業経過報告及び収支決算報告
・平成25年度事業計画（案）及び収支予算（案）

- 4 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動

期 日 平成25年7月22日（月）

場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）

- 5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

期 日 平成25年7月31日（水）

場 所 KKRホテル熊本

議 題 ・議長選挙（齋藤聡熊本市議会議長）
・熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について他5件
（原案同意1件、承認4件、可決1件）
・一般質問（2名）

上記のとおり報告する。

平成25年9月9日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第27号
平成25年9月6日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成25年8月31日

3. 検査実施日

平成25年9月6日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,331,291,333 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	4,588,705,266 円
	歳入歳出外現金	49,405,871 円
	計	5,969,402,470 円
水道事業会計		310,385,503 円

議員派遣の結果報告

1. 熊本県町村議会議長会（正・副議長研修会）

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 講堂
- (3) 議題 講演「住民自治の向上と議会改革の課題」
講師 山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏
- (4) 期間 平成25年8月5日（月）
- (5) 派遣議員 寺本副議長

2. 熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 グランメッセ熊本
- (3) 議題 講演「これからの政治・経済のゆくえ」
講師 帝京大学経済学部教授 黒崎 誠 氏
- (4) 期間 平成25年8月27日（火）
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

上記のとおり報告する。

平成25年9月9日

芦北町議会議長 藤井 公明

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成25年第4回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、感謝状の伝達を行います。

ここで、議長を寺本副議長と交代します。寺本副議長、議長席に願います。

[議長交代]

○副議長（寺本修一君） 議長を交代いたしました。

ただいまから藤井議長に対して、感謝状の伝達をいたしますが、この感謝状は熊本県町村議会議長会会長及び全国町村議会議長会会長から贈られたものです。

それでは、藤井議長、演壇にお越しく下さい。

[感謝状授与]

○副議長（寺本修一君） 藤井議長、たいへんお疲れさまでした。

以上で、伝達を終わります。

ここで、議長を交代いたします。藤井議長、よろしく願います。

[議長交代]

○議長（藤井公明君） 議員並びに執行部の皆さん、たいへん御世話になりました。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番 林田君及び3番 宮内君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、9月20日までとの答申がっております。本日から9月20日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（藤井公明君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

9月に入り、朝晩は涼しくなってきましたが、まだまだ暑い日が続いております。心より残暑のお見舞いを申し上げます。

なおまた、先ほど、全国議長会会長等をはじめとする方々から受賞されました藤井議長におかれましては、重ねてお喜びを申し上げますとともに、これまでの御労苦に対しまして、お労いを申し上げる次第です。今後ますますの御活躍を祈念申し上げます。

さて、皆さんも御存じのとおり、昨日、2020年オリンピックの開催地が東京に決定をいたしました。昨年は本町出身の藤井瑞樹選手が銀メダル獲得という輝かしい成績を残しました。藤井選手に続く、第二、第三の選手が郷土から出場し、活躍してくれることを期待しているところでございます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

本定例会には、まず、平成25年度芦北町一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認1件、女島活力推進センター建設事業完了に伴う継続費の精算報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成24年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計ほか7件の歳入歳出決算認定並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算認定について、平成25年度芦北町一般会計補正予算ほか特別会計3件に係る補正予算、さらに税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定ほか条例の一部改正5件、町道の路線認定など承認1件、報告3件、認定9件、議案12件、人事案件1件の、合計26件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について（平成24年受付分）

○議長（藤井公明君） 日程第5、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」を議題とします。

それでは、文教厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました事件について、委員長報告を求めます。質疑は、委員長報告が終了した後、行います。

白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、改めましておはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託され、継続審査としておりました陳情第1号、湯浦慰霊塔の移設に関する陳情につきましては、8月20日に審査しましたので、その結果を御報告いたします。

陳情第1号につきましては、遺族会の代表による視察研修を行われた後に、改めて検討されるということで、遺族会の検討結果を見極めた上で再度審査を行うということから継続審査としておりましたので、福祉課長に出席を求め、視察研修及びその後の話し合いの結果等について確認をいたしました。

その中で、8月5日に5地区遺族会の会長、副会長、事務局、女性部長など14名と、福祉課職員2名で、熊本市の田原坂、宇土市、水俣市の三箇所視察研修を実施されたとの報告がありました。

研修では、三箇所とも、戦死者のお名前が慰霊碑に刻んであり、銘板という形も一つの案として考えられるのではないかとということ、また宇土市では終戦33年目に記念事業として慰霊塔を建設され、合同慰霊祭を開催されていること及び慰霊塔と名前を刻んだ慰霊碑がセットになっている点などを研修されたとのことでした。

研修後、まだ話し合いが行われてないことから、方向性が決まるまではもうしばらく時間がかかるのではないかと説明がありました。

委員会からは、視察したところは三箇所とも合祀だったのかという質疑に対し、宇土市は合祀されていたが、水俣は合祀ということではなかった。田原坂は慰霊塔と慰霊碑がセットになっていたとの答弁がありました。

当委員会としましては、視察研修は実施されたが、まだ方向性が決まるまで話し合いが行われておらず、もうしばらく時間がかかることから、全会一致で引き続き継続審査とすることに決しました。

続きまして、閉会中の継続審査としておりました「保育所民営化に向けた検討の進捗状況」について、8月20日に調査を行いました。

保育所の民営化につきましては、5月31日に開催した当委員会において、今後の事務の進め方等について調査を行いましたが、その後の事務局の進捗等について、担当課から説明を受けましたので、その結果を御報告いたします。

芦北町立保育所民営化方針に基づき、芦北町立保育所移管先法人選定委員会を設置し、募集要領、選定基準の策定等の事務を進めてきたとの説明がありました。その中で、選定委員会については、選定委員会要綱に基づき、11名を委嘱、任命されております。これまで芦北町立保育所移管先法人募集要領及び選定基準について、検討を重ねられ、作成された募集要領を町へ報告されております。町では、それを受けて、募集要領案を作成し、当委員会へ応募資格、保育内容、移管財産の取り扱いなどの内容の説明がありました。

委員からは、民営化したら、試算では町の予算が減るという説明があったが、どうなるのか。現在の職員はどうなるのか。入所申込みはどうなるのかといった質問に対し、民営化されると運営費に対する国・県の負担金が交付されることとなるので、町として一般財源からの支出は減ることになる。臨時職員については、移管先法人での採用をお願いする。正職員については、人事担当課において配置が行われることになる。また、入所申込みについては、これまでと同様に保護者の希望で入所先を選んでもらうことになっているとの答弁がありました。今後、募集要領を決定し、移管先法人の募集を行い、選定委員会の審査を経て、10月末には移管先を決定する予定とのことでした。

なお、本件については、全議員に説明をしていただくように要望をいたしました。以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」を採決します。お諮りします。

委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

平成25年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第6、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） おはようございます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

平成25年度芦北町一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、8月6日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、平成25年8月4日から5日の大雨による被害対策費として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億2,579万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。予算書の7ページをお開きください。

款10災害復旧費でございます。農地災害復旧費の108万6,000円は、法面が崩れ、農地に被害をもたらしたため、災害査定に備えるための測量設計業務委託料でございます。

次に、歳入につきましては、6ページのほうを御覧ください。

災害復旧に係ります108万6,000円につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 報告第5号 継続費精算報告について

- 議長（藤井公明君） 日程第7、報告第5号「継続費精算報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。寺川企画財政課長。

- 企画財政課長（寺川健一君） 報告第5号、継続費精算報告について御説明いたします。

女島活力推進センター建設事業が、平成24年度をもって完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調整し、議会に報告するものでございます。

2枚目の精算報告書を御覧ください。

全体計画の1億6,584万8,000円に対して、実績の支出額は1億6,206万7,953円となりました。年割額及び財源内訳は、報告書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

- 議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

-----○-----

日程第8 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長（藤井公明君） 日程第8、報告第6号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について報告を求めます。寺川企画財政課長。

- 企画財政課長（寺川健一君） 報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を添付のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について御説明をいたします。資料のほうの1ページを御覧いただきたいと思います。

はじめに、実質赤字比率についてでございます。実質赤字比率は、本町では、一般会計、町有温泉事業特別会計及び奨学資金特別会計が対象となります、普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表わすものでございます。本町では、赤字決算を計上していないため、数値として表れてはまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計、企業会計のすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表わすものでございますが、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては表れてはまいりません。

資料の2ページを御覧ください。

実質公債費比率は、一般会計等の元利償還金、特別会計、企業会計、一部事務組合が負担する地方債の元利償還金のうち、一般会計等が負担した額の合計が、標準財政規模に対してどの程度であったかを表わす比率でございます。実質的な公債費を算定する過程で、住宅使用料などの特定財源と、地方債償還等に係る地方交付税基準財政需要額算入額を控除、分母からも地方債償還等に係る地方交付税基準財政需要額算入額を控除するようになっております。

実質公債費比率は、3か年の平均で求めるようになっており、平成24年度は平成21年度の6.69%から4.74%に下がっております。比率も、昨年度の5.7%から0.6ポイント下がり、5.1%となっております。この下がった要因としましては、起債の抑制による一般会計の元利償還金の減少、企業会計及び水俣芦北広域行政事務組合の起債償還額の減少による一般会計の負担額の減少が主な要因でございます。

なお、比率が18%を超えると、地方債の発行に際し、許可が必要となり、25%を超えますと、早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。さらに、35%以上となりますと、財政再生団体となります。

次に、資料の3ページを御覧ください。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対し、どの程度あるかを表わす比率でございます。将来負担額につきましては、一般会計等の地方債現在高、特別会計、一部事務組合の地方債残高に対する一般会計等の負担見込額、特別職を含む全職員が退職した場合の退職手当支給見込額を算定し、さらに第三セクターなど、設立法人等の負債に対する負担見込額があれば算入するようになっております。

将来負担額からは、充当可能な基金の額、地方債償還に際して見込まれます特定財源、地方債残高に係る交付税の基準財政需要額算入見込額を控除するようになっ

ております。

地方債現在高等の将来負担額 147億4,941万円に対して、基金等の充当可能財源及び交付税算入見込額の合計が142億4,703万6,000円ありまして、実質的な将来負担額を示す分子は5億203万7,400円になっております。分母が56億1,624万4,000円ですので、比率は前年の12.3%から3.4ポイント下がり、8.9%となっております。要因といたしましては、起債の抑制による一般会計起債現在高の減少、企業会計及び水俣芦北広域行政事務組合における起債残高の減少による一般会計等負担見込額の減少が上げられます。なお、早期健全化基準は350%でございます。

以上、すべての指標が括弧書きで示しておりますとおり、早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態にあるといえます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

資金不足比率についてでございますが、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表わすもので、企業会計ごとに資金不足比率の算出が義務付けられております。算出は、事業の規模に対する資金の不足額の比率でございますが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上、引き続き、健全財政を堅持しながら、各事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

-----○-----

日程第9 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（藤井公明君） 日程第9、報告第7号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） おはようございます。

報告第7号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明を申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を

果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、公表することとなっております。

芦北町教育委員会におきましても、平成24年度分の報告書を作成いたしましたので、今回、議会に報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、生涯学習課におきまして、事業のニーズ、町の関与の範囲、達成度、効率性、公平性、以上の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において総合評価を行っております。

配付しております報告書の3ページ、4ページに事業ごとの評価結果をまとめております。

評価結果につきましては、A・B・C・Dの4段階で行っております。表の一番右側に事務局の評価と学識経験者の意見を踏まえたところの、教育委員会の総合評価を示しております。全50事業中、A評価が21事業、42%、B評価29事業、58%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、学識経験者の意見につきましては、5ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上、御説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） ちょっとお尋ねしますが、この目次の欄にですね、54項目の教育課と生涯学習課ありますけれども、教育課においては、給食センター整備事業はもう終わりましたので、削除されておりますが、生涯学習課の中でですね、地域公民館施設整備助成事業ですか、これが今回無くなっております。前は13万2,000円の公民館への助成を行っておりますが、無くなった理由等を御説明ください。

○議長（藤井公明君） 藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） お答えいたします。

この事業につきましてはですね、当初から予算は計上いたしておりません。公民館からのですね、要望、意見がございましてですね、そのときに補正で組むものでございますので、昨年は実績がなかったということで割愛させていただいております。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで、報告第7号を終わります。

-----○-----

日程第10 認定第 1号 平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 2号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 3号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 4号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 5号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 6号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 7号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 8号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第 9号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 議案第42号 平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藤井公明君） 日程第10、認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第19、議案第42号「平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題とすることに決定しました。

ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、説明を省略することに決定しました。

これから、一括議題の議案に対し、質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） おはようございます。日本共産党の坂本登です。

9月定例会決算、2点について、総括質疑を行います。

1点目は、平成24年度芦北町歳入歳出計算書、一般会計、特別会計において、予算の充用・流用がたいへん多い点です。予備費の充用は13件、また予算の流用は115件です。監査委員の審査意見書には、予備費の充用は、災害等緊急性を要するような充用以外は、安易に充用しないように求める。流用の際は、執行見込額を的確に把握し、多額の不用額が出ないように留意されたいと意見となっています。

そこでお聞きしますが、なぜこれほど多い予算の充用・流用が行われたのか、法的には問題がなかったとなっているが、予算を組むにあたっての積算根拠はどうだったのか、予算の執行状況、事務の流れを常に注意深く把握していれば、補正予算で十分対応できたと思うが、どうでしょうか。

2点目は、予算は議決が必要であり、議会はその予算が適法・適正に行われたかを検証しなければなりません。しかし、予算を勝手に流用・充用されては、決議した意味がなくなります。これをみだりに行くと、議会の議決の趣旨に反し、議会の意思は無視されることとなります。後日開かれる各常任委員会での決算審査で、詳細に説明し、審査してください。

他の自治体の決算書を見ると、予算の流用・充用は数件であります。芦北町では、予算の流用は115件で、3,532万1,000円です。これでは予算編成自体が変わってしまいます。監査委員の審査意見書には、違法な点は見受けられないとありますが、必要最小限の流用にとどめ、十分検討されるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 坂本議員の御質問でございますけれども、24年度は非常に予備費、充用が非常に多いんじゃないかというような御指摘でございますが、私どもとしましては、やはり緊急性とか必要性等々ですね、があったのかなというふうに考えております。詳細につきましては、それぞれの常任委員会です、この決算審査をいただきますので、その中で内容等につきましては詳しく御説明をさせていただきますというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） ほかに。川尻君。

○12番（川尻成美君） 私は、町長に大綱的に質問いたしますけれども、監査委員の意見書、成果報告等をもとにですけれども、総体的に自主財源が、前年度は31.8%あったんですけれども、26%に自主財源が落ちておりますし、地方交付税も2.6%に、6%減になっております、前年度よりもですね。いわゆる今後、自主財源という中で、町税収入がアップすること、それはすなわち町民の所得が上がるのが一番重要であろうかと思っておりますので、年々、地方交付税も減額されてくるようでありまして、そういう中でどういう観点でこの決算を基にして、来年度の予算を組まれるのかというのが、この決算の一番の大事な形というふうに思っておりますので、消費税もですね、地方消費税交付金というのがありますけれども、8%になるのか、まだ定かではありませんけれども、そういうのも含めながらですね、町民の負担は大きくなるわけで、地方消費税がいくら返ってくるのかということも算定してあるのか、今後算定されるのか分かりませんが、そういう意味も含めてですね、やはりどの点が一番重要視されていくのか、監査意見書等も熟慮されておると思っておりますので、町長の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 町長。大綱的に御答弁願います。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 自主財源については、そのときの経済状況によって違ってまいります。特に域内ですね、農業生産であったり、出荷量であったり、あるいは企業の実績であったり、それで増減は常であります。また、地方交付税はこれはもう国の事情によるものがもう大であります。そのことによって町民の負担が増えるということありません。それはまた予算を編成する中で、あるいは執行していく中で節減をすとか、改革をすとか、いろんな工夫をしていくわけありますので、健全財政をなお保つ中で、来年度予算編成にも取り組んでまいりたいと思っておりますが、予算編成の場合はあくまでも収入は見込みでありますので、国県の方針によって外れる場合もあるし、良いほうに外れる場合もあるし、そうでない場合もあるわけありますけれども、しっかりと情報収集する中で、より確実性のある予算編成に今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、町長は、経済の動向とか、そういう形で、町民所得とかがあるんじゃないかということでもありますけれども、やはり建設費というのがありますし、ハード面の予算であっても、やはり町の予算化したのが町民に波及して、所得が上がるような事業というのも町はするのが当たり前だというふうに思っておりますけれども、あまり何か、経済でやっぱり所得が上がるんだからというような見解に聞こえたんですけれども、違うんじゃないかなという。町としても、やはり町民に対してのですね、予算をかけた場合に、町民所得が上がるような予算のかけ方とい

うのは、私は必要不可欠な行財政の仕組みとして大事なことというふうに思いますが、もう一回お願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 行政の目的は所得の向上ばかりではなくて、福祉の充実であるとか、教育の振興であるとか、環境の整備とかですね、総合的に事業を展開してまいります。そういう中で、所得も大事でありますので、それはやはり農業であれば農協、漁業であれば漁協、商工業であれば商工会等々ですね、連携を保つ中で進めていくわけでありまして、これまでやってまいりましたし、これからもその方針でまいります。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から議案第42号の審査につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

-----○-----

日程第20 議案第43号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤井公明君） 日程第20、議案第43号「平成25年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第43号、平成25年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,320万円を追加し、総額を101億899万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。予算書は8ページになります。

まず、款2総務費でございます。目1一般管理費につきましては、財源の組替えを行っております。なお、財源の組替えにつきましては、歳入の説明時に詳しく御説明を申し上げます。

次に、目6企画費の5万円は、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会への加入に伴う負担金でございます。

次に、目11ふるさと創生事業費の104万4,000円は、葦北鉄砲隊のハワイ遠征事業に伴い、人材育成事業補助金の要望があったため、審議会に諮る必要があることから、補助金の増額を計上するものでございます。

次に、目15まちづくり推進費の100万円は、平成25年度地域づくり夢チャレンジ推進事業の内示を受けて、NPO法人ばらん家が実施します、生き・イキ暮らし隊事業の補助金でございます。

次に、款3民生費でございます。目2障害者福祉費の696万9,000円は、平成24年度分障害者自立支援給付費等負担金の確定に伴う精算償還金でございます。

次に、款4衛生費でございます。目1保健衛生総務費の210万6,000円につきましては、8報償費から18備品購入費までは、小学校フッ素洗口事業の円滑導入と歯周病検診の受診希望者が大幅に増加したことに伴う経費の補正でございます。内訳としましては、報償費53万5,000円は、歯科衛生士への謝金でございます。旅費の9万5,000円は、歯科衛生士の旅費でございます。需用費30万7,000円は、紙コップ等消耗品でございます。委託料90万5,000円は、歯周病検診委託料でございます。備品購入費10万6,000円は、検診時の受診台購入費でございます。

23償還金、利子及び割引料は、平成24年度熊本県妊婦健康審査支援補助金の精算償還金8万8,000円でございます。

予算書は、次に8ページから9ページになります。

次に、目2予防費225万8,000円は、妊婦の風しん感染予防に伴う風しん予防接種委託料204万7,000円と、平成24年度分熊本県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金の精算に伴う償還金21万1,000円でございます。

目5健康増進事業費の64万3,000円は、平成24年度分健康増進事業費補助金及び感染症予防事業費等国庫負担金の精算に伴う償還金でございます。

目6生活排水対策費の180万円は、県の補助事業を受けて実施されます農業集落排水設備整備事業実施に伴う繰出金でございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費でございます。目1農業委員会費の12万3,000円は、県の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金を受けて実施します、用途転換促進事業に係る消耗品と印刷製本費でございます。

目3農業振興費1,175万6,000円は、うらら祭りの事業内容の一部を県の補助事業であります、くまもとグリーン農業育成事業を活用して実施することに伴

い、うらら祭り実行委員会の補助金を60万円減額し、6月28日付けで内示のありました、くまもとグリーン農業育成事業補助金96万8,000円を追加する組替えと、8月2日付けで内報のありました、熊本地利活用型農業緊急支援事業補助金1,138万8,000円でございます。

目6かんがい排水改良事業費10万1,000円は、農業基盤整備促進事業の事業推進に向けて実施します先進地視察に伴う特別旅費6万8,000円と、燃料費2万7,000円、船舶使用料6,000円でございます。

次に、項2林業費でございます。目2林業振興費の42万3,000円は、6月10日付けで内報がありました、ジビエ利活用緊急促進事業費補助金を受けて実施します、ジビエ料理講習会、試食会に係る消耗品10万5,000円と、NPO法人ばらん家が実施します、稼げる竹林整備推進事業補助金31万8,000円でございます。

予算書は10ページになります。

項3水産業費でございます。目2水産業振興費の105万2,000円は、県の緊急雇用創出基金を活用して実施します、マガキ養殖試験委託料でございます。

次に、目3漁港建設費の1,747万4,000円は、牛の水漁港落石防止対策に伴う工事請負費でございます。

次に、款6商工費でございます。目2商工業振興費394万6,000円は、水俣芦北地域雇用創造協議会からの委託金を受けて実施いたします、地域新商品市場調査委託料94万6,000円と、芦北町小売業等店舗整備支援事業の追加要望に伴う補助金300万円でございます。

次に、目3観光費につきましては、財源組替えでございます。

目4芦北海浜総合公園管理運営費の350万1,000円は、ゾーブ1、ゾーブ2の搬送機の修繕料でございます。

目5御立岬公園費につきましては、財源組替えでございます。

次に、款7土木費、項2道路橋りょう費でございます。目3道路新設改良費の324万5,000円は、町道宮浦線の測量設計業務委託料でございます。

次に、項3河川費、目2河川改良費の1,142万5,000円は、南九州西回り自動車道建設補償事業工事の労務単価、資材単価増高による追加補償を受けての工事請負費でございます。

予算書は11ページになります。

款7、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、財源組替えでございます。

次に、款8消費費でございます。目4災害対策費の36万8,000円は、防災行政無線整備の落雷対策に伴う避雷器の購入費でございます。

次に、款9教育費でございます。目6文化財費198万1,000円は、平生雷狂言保存会が第55回九州地区民俗芸能大会に参加することに伴う特別旅費5万2,000円と、バス借上料9万2,000円でございます。

それと、尾奈古地区埋蔵文化財予備調査実施に伴う調査費3,000円、文化財調査作業員賃金92万5,000円、需用費40万4,000円、し尿汲取料9,000円、建設機械及び簡易トイレ借上料49万6,000円でございます。

次に、款10災害復旧費でございます。目1農地災害復旧費1,053万5,000円は、8月4日から5日の豪雨災害において被災した農地の災害復旧に係る経費で、旅費が1万1,000円、査定に必要な事務費等需用費15万9,000円、災害復旧工事費900万円と、災害補助対象とならなかった小災害復旧事業費補助金4件分136万5,000円でございます。

次に、目2農業用施設災害復旧費の140万円は、8月4日から5日の災害において被災した災害補助対象とならなかった小災害復旧事業費補助金5件分でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。予算書は6ページになります。

款11分担金及び負担金、項1分担金、目3災害復旧費分担金90万円は、農地災害復旧費分担金でございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億9,073万円は、国が平成24年度において予算措置しました、地域の元気臨時交付金の増額分でございます。今回の増額分につきましては、町が平成25年度において実施する普通建設事業の財源とすることが可能であることから、歳出で御説明いたしました財源組替えの財源として計上いたしております。組替えにつきましては、予算書6ページ、この一番下になりますけれども、最下段の款17繰入金、項2基金繰入金、目2町有施設整備基金繰入金の1億7,500万1,000円を減額しまして、将来の財政負担の軽減を図ることといたしております。

次に、款14県支出金です。目1総務費県補助金100万円は、地域づくり夢チャレンジ推進事業に係る県補助金でございます。

目4農林水産業費県補助金1,270万4,000円は、ジビエ利活用緊急促進事業、耕作放棄地解消緊急対策事業、熊本土土地利用型農業緊急支援事業、くまもとグリーン農業育成事業、稼げる竹林整備推進事業に係る県補助金でございます。

目5商工費県補助金105万2,000円は、緊急雇用創出基金事業に係る県補助金でございます。

目9災害復旧費県補助金720万円は、農地災害復旧事業に係る県補助金720万円で、合計2,195万6,000円でございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1ふるさとづくり基金繰入金から人材育成補助金の財源として104万4,000円を繰り入れております。

また、目2町有施設整備基金繰入金につきましては、地域の元気臨時交付金の増額分を普通建設事業の財源として措置することから、1億7,500万1,000円の減額といたしております。

予算書は7ページになります。

次に、一般財源としまして、前年度繰越金2,984万6,000円を充てております。

次に、款19諸収入は、雑入として南九州西回り自動車道建設補償金1,142万5,000円、水俣・芦北地域新商品開発事業委託金50万円、埋蔵文化財調査経費事業者委託金180万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） それでは、8ページをお尋ねいたします。目11ふるさと創生事業費104万4,000円が計上されておりますが、先ほど寺川課長の説明では、葦北鉄砲隊がハワイに行く費用というようなことの説明に聞こえたんですが、まずそうであればですね、その必要性、目的、時期、私の推測では、これは旅費ではないかというふうに感じますが、その負担じゃないかと思いますが、そこらへんのですね、具体的な内容の説明を求めます。

それから、収入でですね、ふるさとづくりの基金の繰入金104万4,000円、恐らくこれがそっくり使われるというふうに思います、収入財源からですね。ふるさとづくりの基金というのが、今回はここに説明に書いてありますが、人材育成事業に使われるということで、どうもその理解がそこまでいかないんですが、それと鉄砲隊と結びついてくるんですが、そこらへんの説明をですね、具体的にお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回の葦北鉄砲隊のハワイ遠征に行かれます補助金の補正につきましては、平成21年に本町で開催されました第10回うたせ杯空手道大会で、鉄砲隊が演武を行われております。この演武にですね、感銘を受けられました国際空手道連盟の会長のほうから、今回、ハワイ州のホノルル市で11月に開催されます、世界各国からですね、参加をされて開催されます2013国際空手道選手権大会において、日本

の伝統武道であるこの火縄銃の演武をですね、是非やっていただきたいと。そして、広く世界の人々が集まってまいりますので、参加者の親善と交流をですね、図る機会にさせていただきたいということで強い要請がっておりますので、これを受けてですね、今回、このふるさとづくり基金の運用事業であります事業を活用させていただきたいというような要望が上がってきておるわけでございます。

それと、事業費の内訳でございますが、今回、補助金としましては、104万4,000円をですね、一応計上させていただいておりますが、総額でだいたい163万5,000円ですね、補助金の要望額がっております。これに対しまして、これまでの事業の残額が59万1,000円ほどございますので、それを差し引きました、163万5,000円からその残額を差し引きました104万4,000円をですね、今回、補正財源として計上させていただいているということでございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ということは、個人負担とか、そういうのはもう一切考えていなくて、鉄砲隊のほうから163万6,000円、補助金の要望があったと。それに対して、今回決定したのは104万4,000円ということで、これは補助金ですから、後でまた求められるんですかね、内容の説明というのは。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、今回のですね、経費につきましては、ちょっと私のほうが言い忘れましたが、総額で245万3,000円ほどの経費がかかるということで要望がなされております。このうちの163万5,000円ということで、だいたい3分の2をですね、補助するというところでございます。その残額につきましてはですね、鉄砲隊のほうからそれぞれ個人負担を、自己負担をしていただくというようなことになっております。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 2点ほど、一つは確認ですけれども、財源組替えが示されて、収入のほうで町有施設整備基金の財源組替えでこういうふうになったというふうに思います。財源組替えについては、商工観光課が2本、土木が1本、一般管理費が1本という形でありますけれども、総額5,880万円ほどありますが、この町有施設整備資金の基金の中からの充当という、切替えということでよろしいでしょうか、1点です。

そして、農業振興費の中で、新たに国・県支出金として、今回、熊本土利用型農業緊急支援整備補助金、くまもとグリーン農業育成事業補助金というのがありますが、所管じゃありませんので、この事業の具体的な事業内容をお聞かせいただけ

ればと思います。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、財源組替えの件についての御質問でございましたけれども、今回、元気臨時交付金が増額されてきておりますけれども、この交付金は平成24年度の緊急経済対策に伴う補正予算並びに25年度の当初予算補正予算に計上されました普通建設事業の財源としてですね、活用することができるということになりましたので、合併特例債の期間もですね、あとわずかとなっておりますけれども、今後、交付税の歳入減少が見込まれておりますので、施設を維持管理していくためには、町有施設整備基金につきましては貴重な財源となっておりますので、長期的な財政計画の観点から基金を確保する必要があるだろうというようなこともございまして、行政サービスの維持向上、あるいはまた将来負担の軽減などを考慮いたしまして、町有施設整備基金のほうで、財源として考えておりましたけれども、この元気臨時交付金に予算の組替えを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えします。

まず、うらら祭りに伴います、くまもとグリーン農業育成事業補助金につきましては、毎年3月に田浦におきまして、うらら祭りを行っておりますが、この事業主体が田浦の出荷協議会が事業主体として行っております。この出荷協議会につきましては、くまもとグリーン農業宣言を皆さまがされておきまして、熊本県内のグリーン農業の推進ということでですね、このうらら祭りを位置付けて、一部の補助金をいただきながら、事業拡充をすると、グリーン農業の宣伝に使うということでありまして、協議会の全員がグリーン農業の宣言をされている。なおかつ、芦北町、肥後うらら、そしてファーマーズマーケットでこぼんという組織が応援宣言もしているという状況でございます。

続きまして、土地利用型農業緊急支援事業につきましては、これは熊本県の単独事業でありまして、特に水田振興の目的で行われる事業であります。今回はあしきた農業協同組合が無人ヘリコプターを2台、播種機を1式、そしてコンバインを1台導入する事業であります。補助率2分の1でございます。このうち、無人ヘリコプターの1台につきましては、当初予算で組んでおりましたので、差額の1台分と、播種機一式、コンバイン1台分を予算要求をしているということでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 1点、9ページの国庫負担金等精算償還金、この金額に対しましては異議はありませんが、関連して、説明では子宮頸がんの予防ワクチン分であるというようなことでありましたが、子宮頸がんにつきましては、報道で副作用が問題であるというような報道がなされております。本町としては、それらの対応策はどうなっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

子宮頸がんとはですね、女性の子宮の入り口部分、いわゆる子宮頸部にできるがんでございます。若い女性が罹患するがんの中では、乳がんに次いで多く、女性の100人に1人が罹患しておる病気でございます。年間9,000人が発し、2,700人が死亡しておるという状況が日本で発生しております。

これを受けまして、芦北町ではですね、そのような状況の中で、副反応がですね、非常に社会的な問題になったというふうなことでございます。それは新聞報道等で御存じのとおりでございます。この副反応とはですね、軽度におきますと、発熱、痛み、腫れ、重度ですと、アナフィラキシー、ギランバレー症候群、急性散在性脳髄膜炎等の重いアレルギー等が発症するというふうな病気でございます。

芦北町におきましては、保健センターから、この子宮頸がんのワクチンを受ける希望者の親御さんですけど、予診票を発行しておりますので、その予診票発行時に副反応の説明、そしてまた医療機関でも副反応の説明、2回の説明を行っております。それに御理解を示した方だけが接種されておるというふうなことでございます。

25年度におきましては、対象者、中学1年生女子75人、この方々に3回の接種をする予定でございます。接種は7月末現在で23人、予診票交付が31人となっております。今後ですね、子宮頸がんにつきましては、積極的な勧奨は控えますけれども、希望者に対しては適宜適切に接種をしていくというふうな体制をとってまいり次第でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 対象人数が75人で、希望で23人が接種をしているということですが、その本町においては、今、副作用といいますか、そのへんの発症事例はありますか、ありませんか。

○議長（藤井公明君） 答弁は簡潔に求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 本町におきましては、発症事例はございません。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 10ページ、水産振興費、マガキの養殖試験、初めてまてましたわけですが、これまでクマモト・オイスターというようなことで試験をやってこられました、オイスターのこれまでの試験の結果といいますか、成果といいますか、分かればお願いしたいと思います。

それと、オイスターとマガキ、並行して今後やっていくのか、オイスターは終わったのか、そこらもお願いします。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えします。

まず、マガキの養殖について申し上げますが、これにつきましては県にあります雇用創造協議会の支援を受けまして、マガキを広島と宮城産のマガキを試験養殖という形で、芦北漁業協同組合において試験を始めたということでありまして、現在のところ、一部エイの食害が見られること、それとカキにつきましては、水温の上限がだいたい28℃が上限ということで、それ以上になると死滅する割合が多くなるという状況であります、今年の猛暑で一番高いときには30℃というような状況がありまして、マガキにつきましても一部に死滅が見られておりますが、まあ何とか今のところ成功しているという状況でありまして、この成果を見ながら、来年度以降につなげていくという考えであります。

それと、次にクマモト・オイスターにつきましても、同じような状況がありまして、今年は2万個以上の稚貝をもらって、試験を行っておりますが、7月までは非常に順調に生育をいたしました。ほとんど死滅が見られませんでした、先週末、一回調査をいたしましたところ、やはり高温の影響で4～5割程度の死滅が認められるという状況であります、ほかの試験養殖をしている熊本県下の状況を見ますと、ほとんど成長していないという状況でありますので、芦北町が唯一、今のところ、1万個程度は生き残っているという状況であります。3年ほど試験を続けておりますが、やはり水温の問題でありますとか、栄養価の問題でありますとか、そのようなことですね、うまくいっていないところもありますが、何とか今後につなげていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） いろいろ試験の成果あたりも詳しく説明受けましたけれども、よそに比べて非常に芦北の場合は良いというような話もありましたけれども、今、疲弊しております農林水産業、この振興のためにですね、是非こういった試験事業が成功いたしまして、今後、第一次産業の切り札になることを期待申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 10ページ、商工業振興費の商工振興事業補助金を詳しく、具体的に説明してください。それと、11ページ、文化財費の文化財調査作業員賃金、この文化財調査を具体的に、どういう調査なのかお答えください。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） お答えいたします。

商工業振興事業補助金につきましては、小売業等店舗整備支援補助金でございまして、各店舗の改修等に限度額50万円で補助をするものでございます。現在、2件、申請をいただいて、当初予算で2件計上しておりましたが、今回、6件分、50万円分の6件分を計上させていただいたところでございます。これによりまして、それぞれの店舗の改修をしていただいて、今後の意欲を高めていただくという事業でございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） 資料11ページの文化財関係でございますけれども、文化財の調査作業員賃金、これにつきましては、こちらの開発の面積が2万3,238平米ということで、九州地区の埋蔵文化財発掘調査基準によりますと、2.5%の580平米を試掘いたしました。これに伴う作業員の賃金でございますけれども、この調査基準でいきますと、580平米を調査するには13日ほど、延べにして152名ほど、実質12名の2週間、13日から14日程度かかるということで賃金を計上させていただいております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） すません。私の補正予算説明の中で、8ページになりますけれども、款4衛生費の補正予算の中で、210万6,000円の補正予算の中で、13の委託料のところを「97万5,000円」と説明すべきところを「90万5,000円」というふうに説明いたしましたので、「97万5,000円」のほうに訂正をよろしく願います。

○議長（藤井公明君） はい。訂正です。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時26分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

-----○-----

日程第21 議案第44号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（藤井公明君） 日程第21、議案第44号「平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第44号、平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ3,182万円を追加し、総額を34億3,362万円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

款3、目2後期高齢者事務費拠出金2,000円及び款5、目2前期高齢者事務費拠出金3,000円につきましては、平成25年度事務費拠出金額の決定により、当初予算に不足が生じたので、その差額を計上するものです。

款12、目5償還金3,181万5,000円につきましては、特定健診等負担金及び療養給付費等負担金の平成24年度実績に伴う国・県等に対する精算償還金です。

続きまして、歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。

款5、目1療養給付費交付金271万4,000円は、退職者医療療養給付費等交付金の平成24年度実績に伴う追加交付分です。

款10、目2その他繰越金の2,910万6,000円は、今回、補正予算計上の歳出予算3,182万円に対し、歳入予算、療養給付費交付金271万4,000円で、不足した金額を前年度繰越金により調整するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第45号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井公明君） 日程第22、議案第45号「平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第45号、平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ807万8,000円を追加し、総額を20億9,437万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

款5、目2償還金807万8,000円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の平成24年度実績に伴う精算償還金です。

続きまして、歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。

款3、目1介護給付費国庫負担金16万2,000円は、平成24年度実績に伴う追加交付分です。

款7、目1繰越金の791万6,000円は、今回、補正予算計上の歳出予算8

07万8,000円に対し、歳入予算、介護給付費国庫負担金16万2,000円で不足した金額を前年度繰越金により調整するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第46号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（藤井公明君） 日程第23、議案第46号「平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） 議案第46号、平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,150万円とするものであります。

今回の補正の理由は、平成25年度制定されました熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金を活用し、農業集落排水施設への接続の推進を図ることを目的としています。

それでは、予算書の7ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

目1の農業集落排水事業総務費の補正額360万円は、農業集落排水設備整備事業への補助金でございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。

歳入の目1一般会計繰入金からの補正額180万円と、目2衛生費県補助金の1

80万円による歳入で、合計360万円の歳入となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第47号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第24、議案第47号「税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第47号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律によるもので、主な内容といたしましては、延滞金の割合の引き下げに係る改正となっております。

本町においては、延滞金の割合を、その特例を含め、地方税における延滞金に合わせて定めていることから、今回の地方税の改正と同様の改正を行うものです。

改正後の延滞金の割合につきまして、現在の金利において試算してみますと、納期限の翌日から1月間は、現在4.3%の割合が3%の割合に、1月経過後は現在14.6%の割合が9.3%の割合になります。

附則としまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第48号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第25、議案第48号「芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） 議案第48号、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴う個人町民税関係の改正で、主に2点の改正内容となっています。

まず、1点目としまして、公的年金からの町民税の特別徴収についての改正です。公的年金からの町民税の特別徴収は、65歳以上の公的年金等受給者について、公的年金等に係る町民税額を、年6回の年金支給月に徴収しており、10月、12月及び2月を本徴収、4月、6月及び8月を仮徴収と呼んでおります。現在、仮徴収においては、前年度の本徴収税額と同額を、本徴収においては、年税額から仮徴収税額を差し引いた額を徴収するようになっています。

しかし、現在のやり方ですと、年度間で税額が変わった場合に、年度の前半と後半の徴収額に差が生じ、また翌年度以降も平準化できないという不都合が生じております。

今回、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1とする改正が行われておりまして、これらを解消する内容となっております。

これは、お手元の議案1ページの第47条の5の改正になります。

次に、2点目としまして、金融所得課税についての改正です。金融所得課税については、個人投資家の市場参加を促すため、金融商品に投資しやすい環境を整備するという観点から、改正が行われています。

これまでは、公社債、上場株式等、非上場株式等の区分で、課税方法や税率が異なっていたものを、上場株式等と一般株式等に整理してあります。国債などの公社債は、これまでの上場株式等と同じ取扱いになり、利子については利子割の対象から配当割の対象へ、譲渡所得については非課税から株式等譲渡所得割の対象へ改正されます。

また、通常は源泉分離課税で、申告の必要はありませんが、申告を行った場合には、公社債についても上場株式等と損益通算及び繰越控除ができるように改正されております。

お手元の議案1ページ中段の附則第16条の3は、上場株式等の配当所得について、2ページから3ページ上段の附則第19条及び附則第19条の2は、一般株式等及び上場株式等の譲渡所得についての改正条文になります。

また、附則第19条の3等の条文については、今回の改正に合わせて削除し、条文の繰り上げを行っております。

附則としまして、この条例は平成28年1月1日から施行となりますが、年金特徴の改正は平成28年10月1日から、金融所得課税関係の改正は平成29年1月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 6 議案第 4 9 号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（藤井公明君） 日程第 2 6、議案第 4 9 号「芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） 議案第 4 9 号、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴う個人町民税関係の改正のうち、金融所得課税に関連した改正になります。

国民健康保険税の所得割の算定や軽減の判定は、町民税の所得額を基に行いますが、今回、税条例において、上場株式等に係る配当所得等についての改正を行っておりますので、併せて国民健康保険税条例の改正を行うものです。

また、附則第 1 5 項等の削除及び規定の繰上げについても、税条例に合わせて整理を行っております。

附則としまして、この条例は平成 2 9 年 1 月 1 日からの施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 9 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 7 議案第 5 0 号 芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 2 7、議案第 5 0 号「芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

- 住民生活課長（楠原清照君） 議案第50号、芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律によるものでございまして、主な内容といたしましては、延滞金の割合の引下げに係る改正となっております。

本町においては、延滞金の割合を、その特例も含め、地方税における延滞金の割合に合わせて定めていることから、今回の地方税法の改正と同様の改正を行うものです。

附則としまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第51号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第28、議案第51号「芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

- 住民生活課長（楠原清照君） 議案第51号、芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律によるもので

ございまして、主な内容といたしましては、延滞金の割合の引下げに係る改正となっております。

本町においては、延滞金の割合をその特例も含め、地方税における延滞金の割合に合わせて定めていることから、今回の地方税法の改正と同様の改正を行うものです。

附則としまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第29 議案第52号 芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（藤井公明君） 日程第29、議案第52号「芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第52号、芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、助成対象者の範囲について、準用しております児童扶養手当法施行令の改正により、父また母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、通称DV防止法でございますが、この第10条第1項の規定による命令を受

けた児童を加えることとなったため、県の交付要領改正に合わせて支給要件を改正するものでございまして、第2条第2項の中に第5号として同要件を新たに加えるものでございます。

また、併せて定義等につきまして明確化を図るため、条文の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は県の要領と合わせて、平成25年4月1日から適用することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第53号 町道の路線認定について

○議長（藤井公明君） 日程第30、議案第53号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第53号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

路線番号1145、路線名、第三河原線の認定についてですが、本路線は、小田浦6行政区長を代表とする地区住民の方々より、町道として認定していただきたい旨の陳情がなされた路線でございます。

路線の概要について御説明申し上げます。添付しております図面を御参照ください。

起点、芦北町大字小田浦字河原、終点も同様で、国道3号と町道河原線を結ぶ延長90mの路線です。

芦北町町道認定要綱に照らし、現地調査等を実施した結果、適当と認められましたので、路線認定として御提案するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第31 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第31、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦3335番地、氏名、西村文美。

この件につきましては、平成25年12月31日に任期満了となるものでござい

まして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

西村文美氏でございますが、平成10年11月から人権擁護委員として委嘱され、現在5期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、かつ委員としての経験も豊富なことから、最適な人材と認め、ここに意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認め、答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、原案のとおり答申することに決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時51分

平成25年第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年9月10日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

日程第1 要請第1号 道州制導入に反対する意見書について

日程第2 一般質問

(散 会)

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君

2番 林 田 燿 宏 君

3番 宮 内 道 則 君

4番 寺 本 順 一 君

5番 古 村 逸 男 君

6番 白 坂 康 浩 君

7番 草 野 安 道 君

8番 前 田 徹 一 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 水 口 宣 之 君

14番 岡 部 恵美子 君

15番 寺 本 修 一 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（1名）

10番 宮 尾 秀 行 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君

教 育 長 竹 浦 裕 道 君

総務課長 吉 田 茂 君

企画財政課長 寺 川 健 一 君

税務課長 早 川 純 一 君

住民生活課長 楠 原 清 照 君

福祉課長 宮 下 祐 一 君

農林水産課長 柳 田 豊 彦 君

商工観光課長 山 元 信 作 君

建 設 課 長 山 口 純 志 君

上下水道課長 江 上 繁 君

会計管理者兼
会 計 室 長 園 川 民 夫 君

田浦基幹支所長 野 口 博 司 君

教 育 課 長 本 山 昭 君

生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君

農 業 委 員 会 鶴 山 秀 生 君

事務局 長

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会議務局長 下 田 研 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

平成25年第4回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 白岩上地区の 災害対策は	<p>平成24年7月11日から12日にかけて発生した梅雨前線による集中豪雨は、時間当たり90mmを超える雨量となり、11件の床上浸水の被害があった。翌月には地元区長始め被災者全員で、芦北町と議会に陳情を行い、議会では「検討するという事」で採択していただいた。その結果、既に予算化されたところもあるが、白岩の消防格納庫横の遊水池の整備と強制排水ポンプの設置については、現在どのように検討されているのか。</p> <p>また、全国各地では今までに経験した事のないような大雨による災害が発生している。幸い平成25年度芦北町では、今のところ集中豪雨による災害は発生していないが、災害はいつどこで発生するかわからない。よって、町民の「安全・安心」について、町はどのように考えているのか。</p>	町長
		2 消防資機材の 整備について	<p>平成25年度芦北町地域防災計画書によると、町内で小型ポンプ付積載車に搭載されているもの以外に小型ポンプが39台ある。地元消防団が火災現場へ出動する場合には、個人の車両に小型ポンプを積み込んで出動している。消火活動において改善する必要があると思われるが、今後の整備計画はどのよう</p>	町長

			になっているのか。	
		3 芦北町指定管理者の管理・運営は	<p>現在、芦北町では指定管理者に管理・運営を委託している施設が10施設ある。そのうち、平成24年度に「JAあしきた」の経営ノウハウと集客を期待し、大野温泉センターを「JAあしきた」へ委託したが、その初年度の経営状況はどうであったのか。</p> <p>① 管理・運営に支障はないか。</p> <p>② 築後約12年が経過しており、老朽化等はみられないか。</p>	町長
2	坂本 登	1 今後の共同（公役）作業（集落の環境整備作業等）のあり方と雇用対策について	<p>これまで集落内及び集落に通じる道路環境整備については、共同（公役）作業として行われてきた。これは各集落にとって住民の親睦、交流、助け合いなど愛着があり優れた面があった。</p> <p>しかし、人口減、高齢化の進行で現状のままでは困難な面が出てきている。</p> <p>① 集落内の高齢化が進み、共同（公役）作業が健康、安全面で一部の者に負担が重くのしかかっている。数年先には共同（公役）制度そのものが町全体として成り立たなくなる。町として対策を考えて欲しいという声がある。町はどのように対策を講じようと考えているか。</p> <p>② 町として全町の共同（公役）作業箇所の実態を調査し、危険性や負担が重く困難</p>	担当課長

	な地区、集落の作業を失業者への所得保障、雇用対策として考えられないか。	
2 瀬戸石ダムの環境問題と撤去について	<p>八代市坂本地区の荒瀬ダム撤去にともない、下流域では清流球磨川が徐々に取り戻されつつある。蒲島熊本県知事も球磨川は県南振興の要だと言っている。</p> <p>① 高田辺、海路地区の瀬戸石ダム湖の水質悪化により、地域に与える環境問題についてどのように考えているか。</p> <p>② 上流域、下流域の流域団体では、瀬戸石ダムの撤去問題が大きな課題として取り上げられている。</p> <p>水利権の更新が来年3月にあります。瀬戸石ダムを存続させるか、電源開発株式会社に水利権を認めず撤去させるかどうかは、地元住民、自治体にとって重要な問題と考える。</p> <p>更新にあたって地元町長の意見を聞き、知事は国土交通省に意見を上げることになると思うが三つの点で大事だと思う。</p> <p>第一は、住民の安全を守るための環境、防災の問題。</p> <p>第二は、清流球磨川を取り戻し球磨川漁業の振興。</p> <p>第三は、ダム撤去にともなう護岸整備などの、公共事業による地域経済の活性化についてどう考えているか。</p>	町長

		<p>3 非核宣言自治体としての取組み及び戦争と平和の問題について</p>	<p>核兵器は非人道的な兵器として、使用禁止、廃絶の流れが世界全体で大きくなっている。日本国内の非核平和宣言自治体は、9割近くに広がっている。</p> <p>芦北町でも2006年に非核平和自治体宣言を決議している。</p> <p>① 非核平和宣言自治体として、長崎市長が会長をしている非核自治体協議会に加入し、各種の取組みを行う考えはないか。</p> <p>② 現在、芦北町では非核に向けた活動、戦争と平和問題などどのような取組みが行われているか。</p> <p>また、小、中学校での平和教育はどのように取り組んでいるか。</p>	町長及び教育長
3	水口宣之	<p>地籍調査事業の終了に伴う今後について</p>	<p>① 境界が定まっていない所があると聞くが、町としての立場はどうしているのか。</p> <p>② 新しい地籍図になるが、利用はいつからか。</p> <p>③ 新地積による課税はいつからか。また、課税の上昇率は何%位になるのか。</p> <p>④ 旧田浦町の再調査はしないのか。</p>	担当課長
4	川尻成美	<p>1 環境美化活動への取組について</p>	<p>近年、町民の環境美化への意識も高まりボランティアや奉仕活動への参加も多く見られる。</p> <p>湯浦河川沿いの除草・整備を県と町が協力して行い、その後の管理は公民館活動の一環として地域住民による美化活動の推進を図ってはどうかと思うが、</p>	町長

		町長の考えは。	
	2 高潮対策について	<p>① 昨年9月各地で高潮被害が発生したが、その対応策はどのような進捗状況であるのか。また、今後どう対応するのか。</p> <p>② 女島川の下流の護岸の嵩上げは急務と考えるが県への要請等はどうか。</p>	町長 町長
	3 女島埋立地のふ頭用地の利用への対応について	<p>県（芦北地域振興局土木部）よりふ頭用地の利用計画について現地説明を含め数回地区説明会も受けている。</p> <p>砂、砂利の荷揚場としての活用は環境面において地域住民は不満と不安を抱いている。特に果樹農家は反対の意思を示しているが、町長の考えはどうか。</p>	町長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

宮尾君から欠席届が出ております。

お手元に配布の議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 要請第1号 道州制導入に反対する意見書について

○議長（藤井公明君） 日程第1、要請第1号「道州制導入に反対する意見書について」を議題とします。

お諮りします。要請第1号については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、要請第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

要請第1号の内容については、お手元に配付しております写しのとおりであります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、要請第1号を採決します。

お諮りします。本件は、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、要請第1号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第2、一般質問を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明解かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

○3番（宮内道則君） おはようございます。

それでは、議長から一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

さて、私は、今回、一般質問の通告書により3つの質問をいたします。

まず第1点は、白岩上地区の災害対策による白岩消防倉庫格納庫横の遊水池の整備と、強制排水ポンプの設置についてでございます。

当白岩上地区は、平成24年7月11日から12日にかけて発生をした梅雨前線による集中豪雨で、時間当たり90mmを超える雨量となり、白岩上地区で11件の床上浸水の被害があった。その翌月に地元区長をはじめ、被災者全員で町と議会に陳情を行い、議会では検討するという事で採択をしていただきました。

その結果、既に予算化されたところもありますが、白岩の消防格納庫横の遊水池の整備と、強制排水ポンプの設置については、町では現在どのように検討がなされているのかお尋ねしたい。

また、全国各地では、今までに経験したことのないような大雨による災害が発生している。幸い、平成25年度、芦北町では今のところ、集中豪雨による災害は発生していないが、災害はいつどこで発生するか分からない。よって、町民の安全・安心について、町はどのように考えているのか、併せてお尋ねしたい。

次の第2点は、消防資機材の整備についてでございます。

平成25年度芦北町地域防災計画書によると、町内で小型ポンプ付積載車に搭載されているもの以外に、小型ポンプが39台ある。地元消防団が火災現場へ出動する場合には、個人の車両に小型ポンプ一式を積み込んで出動している。よって、この消防活動において改善する必要があると思われるが、今後の整備計画はどのようなになっているのかお尋ねしたい。

次の第3点は、芦北町指定管理者の管理運営についてでございます。

現在、芦北町では、指定管理者の管理運営を委託している施設が10施設ある。そのうち平成24年度に大野温泉センターをJAあしきたへ委託したが、これはJAあしきたの経営手腕と、JAの集客力を期待しての委託であったと思われる。

ここで、竹崎町長にお尋ねしたい。1、この1年間、管理運営に支障はなかったのか。2、築後、建設後約12年が経過しており、老朽化等は見られないか。

以上、私の質問を終了しますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の御質問にお答えいたします。

まず、白岩上地区の災害対策についてでございます。これにつきましては、一体

的な排水対策として、平成23年度に排水機場の建設及び24年度に配水路の整備が完了しております。本年度も橋梁の改修及び河川の護岸嵩上げ等を行うこととしておりまして、かなりの効果は得られるものと考えております。

御質問にありました消防格納庫横の遊水池の整備と、強制排水ポンプの設置につきましては、遊水池に至るまでの水路の整備も同時に検討する必要があり、たいへん大きな事業となりますので、今後の状況を注視しながら、検討課題の一つとさせていただきます。

また、町民の安全・安心についてでございますが、災害大国といわれる我が国では、毎年、自然災害による大きな被害が発生しておりまして、近年では全国各地でこれまでに経験したことがないような大雨というような集中豪雨が相次いでおります。災害のない安全・安心なまちづくりは、町民みんなの願いでありまして、町政におきましても最重要課題の一つとして捉えております。これからも消防団等の防災関係機関と連携するとともに、消防資機材や防災関係施設の整備を計画的に行い、町民の安全・安心を実感できる取組を推進してまいります。詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

続きましては、2番目の消防資機材の整備につきましてでございますが、これも内容が具体的になりますので、担当課長から答弁させます。

続きまして、芦北町指定管理者の管理運営の件でございますが、平成24年度の大野温泉センター経営状況につきましては、JAあしきたの経営努力に、道の駅開駅の相乗効果もあり、利用者数及び売上げともに、前年度より増加しており、指定管理者制度による効果を得ているものと考えております。これも詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） おはようございます。

宮内議員の質問の1番目の白岩上地区の災害対策について御説明申し上げます。

前回の集中豪雨による白岩上地区の浸水被害は、白岩川の氾濫により河川水が地区内に流れ込んだことが原因の一つに考えられます。今年度におきまして、河川の断面を阻害している干崎橋の架け替え、及び護岸の嵩上げを計画しております。この工事が完了しますと、かなりの効果が得られるものと考えております。

強制排水ポンプ場の設置につきましては、先ほど町長から答弁がありましたとおり、今後の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） おはようございます。

消防資機材の整備につきまして申し上げます。

本町の消防積載車は、年次計画で更新しており、昭和に購入した積載車は平成23年度で更新が完了しております。平成24年度は、本町初となる小型動力ポンプ付軽積載車を第5分団の田川に配備いたしました。今年度は、小型動力ポンプを積み込む軽トラックの緊急車両を第8分団の国見に1台配備する計画であります。今後は、地域の実情を考慮して検討してまいります。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 3番目の御質問につきまして申し上げます。

大野温泉センターの指定管理者は、平成24年度から3年間、JAあしきたと協定を締結しています。運営方式は、委託分、温泉とグラウンドゴルフ施設で、レストランと直売所はJAあしきたの直営施設となります。

平成24年度の施設利用者数は、温泉6万2,829人、グラウンドゴルフ3,627人、レストラン3万2,895人、直売所8万4,185人で、合計で前年度比2万9,443人増の18万3,536人の利用がっております。

また、平成24年度の売上げにつきましては、温泉2,108万3,000円、グラウンドゴルフ109万9,000円となっており、レストランは2,897万6,000円、直売所は7,015万7,000円で、合計で前年度比2,002万5,000円の増となっております。

次に、老朽化等は見られないかとお尋ねがっておりますが、老朽化はいたしておりません。ただし、一部には経年劣化は見られますので、これまでも随時、修繕工事を行ってきておまして、現在でも指定管理者と十分協議を行った上で、計画的な施設修繕を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ただいま、御答弁ありがとうございました。

まず、建設課所管でございます白岩上地区の災害対策で、白岩の消防格納庫横の遊水池の整備と強制排水ポンプの設置について、どのような検討がなされているのか。また、町民の安全・安心について、町はどのように考えているのかということにつきましてですね、竹崎町長より、また課長より、詳しく詳細にわたって、たいへん前向きな答弁をいただきました。被災者といたしましては、たいへん心強く思ったところであります。今後、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいと願うものであります。

また、事業につきましては、今後の状況を見ながら対応していきたいとの答弁を

いただきました。地元といたしましてはですね、是非とも自動で動く強制排水ポンプの設置を強く望んでおりますので、竹崎町長の今後の英断をですね、お願いいたしまして、早急な着工となるようお願いするものでございます。

なお、今後さらに町の調査結果が出た後に、もう一回、一般質問をさせていただきますので、これで私の今回の質問は終わります。

次に、総務課主管でございます消防資機材の整備について、平成24年度で小型ポンプ付き積載車、軽1台を導入されたが、その値段はいくらかということで、また導入計画はあるのかとお尋ねいたしました。その件につきまして御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 小型動力ポンプを含めた軽積載車の購入金額は、470万4,000円となっております。

それからまた、今後の車両等の更新計画に基づき、今後は消防団とも協議しながら、財政面や地域の実情を考慮して検討してまいります。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） はい。了解いたしました。

次にですね、軽トラックを赤く塗装した小型ポンプ運搬用に導入できないかということでお尋ねいたしました。が、本年度は計画をしているということでございますので、今後ともよろしく導入計画をさらにお願いをいたしたいと。これにつきましても、質問を終わります。

次にですね、芦北町地域防災計画書によりますとですね、小型ポンプ付積載車に搭載されている以外に、小型ポンプが39台ございます。本年度、1台購入予定ということをお聞きして、質問1で尋ねましたように、軽の小型ポンプ付積載車をですね、先ほどお話が出ました1台470万4,000円で購入をされております。よって、この1台分あればですね、この軽トラック、私が調査しましたところによりますと、だいたい2台から3台が購入をできるような感じでございますので、どうか小型ポンプ付積載車の整備が完了したあかつきにはですね、ぜひ検討をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それにつきまして、答弁よろしくお願いたします。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 今後ですね、軽トラックの緊急車両を各分団に配備するとなれば、財政面や格納庫が狭いといった課題もありますので、効果・効率を念頭におきながら、各地域の実情を考慮し、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） はい。了解しました。町におかれましても、財政的な問題等が多々あると思いますので、今後とも十分、調査・検討をお願いいたしまして、消防資機材の整備についてお進めをいただきたいと思います。以上で終了いたします。

次にですね、商工観光課に関わる芦北町指定管理者の管理運営について、大野温泉センターの初年度の経営状況は、先ほどお尋ねしましたように、町長のほうから縷々お話がございまして、たいへん利用者及び売上げ、前年度より増加しているという説明を受けました。今後、行政と管理者の協力体制をスムーズに行っていただきまして、さらなる発展につなげるようお願いをいたしたいと思っております。

まず、質問いたしますのは、管理運営に支障はなかったかということでお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） お答えいたします。

管理運営につきましては、課題もあるようでございますので、指定管理者の経営努力が反映されるような方策を、JAあしきたと協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） 了解いたしました。

次にですね、築後12年が経過しておりですね、老朽化は見られないというのを御答弁をいただきました。ただし、いろんな一部はですね、現在、随時補修をしているんだというお話でございしますが、当温泉センターのですね、今後、改修計画はあるのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） お答えいたします。

本年度は、男女大浴場及び露天風呂の洗い場のヒノキ板の取替えを施工予定であります。温泉棟のシロアリ駆除、駐車場の舗装及び街灯設営は完了しています。JAあしきたと、修繕の必要箇所を取りまとめているので、協議を行い、緊急性、必要性を考慮し、計画的に実施してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） はい。了解いたしました。

ただいまの件、説明を受けまして、利用者の要望等も踏まえましてですね、たいへん対応されておるということを、安心いたしました。今後も、どうぞ十分協議の

上ですね、御指導していただきたいなと思っております。

これで、私の一応、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 宮内君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○1番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登でございます。議長の許可をいただきましたので、町民の声を代弁し、3項目、質問をいたします。

最初に、集落ごとに行われてきた共同作業、いわゆる公役、集落の環境整備作業等のあり方と雇用対策についてお聞きをいたします。

これまで、集落内及び集落に通じる道路環境整備については、共同作業、いわゆる公役として行われてきました。これは各集落にとっては、住民の親睦、交流を深め、お互いに助け合うなど、優れた面があります。これまで地域住民の方々は、いろいろな困難があっても、可能な限り生活環境を守るため、頑張らなければならないという思いと責任感で実施してきました。しかし、人口減、高齢化の進行で、現状のままでは公役の継続は困難になってきています。

それでは、質問に入ります。①集落内の高齢化が進み、共同作業、いわゆる公役が健康、安全面で、一部の人に負担が重くのしかかっています。数年先には、共同作業、いわゆる公役制度そのものが、町全体として成り立たなくなると思います。町として、対策を考えてほしいという切実な地域住民の声があります。町は、現状の公役問題をどのように認識し、対策を講じようと考えていますか。

②町として、芦北町全地域の共同作業、いわゆる公役箇所の実態を調査し、危険性や、負担が重く困難な地区、集落の作業を、失業者への所得保障、雇用対策として考えられないか。公役のあり方と雇用対策、①、②について、担当課長の現状認識と今後の対策をお聞かせください。

2番目の質問に入ります。瀬戸石ダム環境問題と撤去についてお聞きをいたします。

八代市坂本地区の荒瀬ダム撤去に伴い、下流域では清流球磨川が徐々に取り戻されつつあります。蒲島熊本県知事も、球磨川は県南振興の要だと言っています。

そこで、町長にお聞きをいたします。①高田辺海路地区の瀬戸石ダム湖の水質悪化により、地域に与える環境問題について、どのように認識し、考えていますか。

②上流域、下流域の流域団体では、瀬戸石ダムの撤去問題が大きな課題として取り上げられています。水利権の更新が来年3月にあります。瀬戸石ダムを存続させるか、電源開発株式会社に水利権を認めず、撤去させるかどうかは、地元住民、自

治体にとって重要な問題と考えます。更新にあたって、地元町長の意見を聞き、知事が国土交通省に意見を上げることになるとと思いますが、3つの点で大事だと思います。

第1は住民の安全を守るための環境、防災の問題、第2は清流球磨川を取り戻し、観光産業や球磨川漁協の振興、第3はダム撤去に伴う護岸整備などの公共事業による地域経済の活性化など、大事な問題だと考えます。町長は、瀬戸石ダム撤去問題について、どのように認識し、考えておられますか。

3番目の質問に入ります。非核宣言自治体としての取組み及び戦争と平和の問題についてお聞きをいたします。

竹崎町長は、8月28日の芦北町戦没者追悼式の挨拶で、心からの哀悼の言葉を述べられるとともに、もう二度と戦争は起こしてはならないし、私も世界平和を願う一人ですという趣旨で挨拶をされました。現在、シリアのアサド政権が、化学兵器で無差別攻撃を行ったということをお口に、アメリカが武力攻撃を行うかどうか世界的に大きな問題になっています。化学兵器の使用は、誰によるものであれ、人道と国際法に反する重大な残虐行為であり、核兵器も化学兵器も、無差別、大量の殺りくを行う非人道的な兵器として、使用禁止、廃絶の流れが世界全体で大きくなっています。日本国内の非核平和宣言自治体は9割近くに広がっていますし、芦北町も2006年に非核平和自治体宣言を決議しています。

そこで、お聞きをいたします。①非核平和宣言自治体として、長崎市長が会長をしている非核自治体協議会に加入し、各種の取組みを行う考えはありませんか。

②現在、芦北町では、非核に向けた活動、戦争と平和の問題にどのように取り組んでいるのかお聞かせください。また、小中学校での平和教育はどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

以上、明確な答弁をお願いして、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

瀬戸石ダムの環境問題と撤去についてでございますけれども、ダム湖の水質につきましては、電源開発におきまして、水質検査を定期的に行っておると。御存じのことと思います。その結果、ダムに起因する水質の悪化は認められてないということでもあります。

また、水質悪化を含む河川の環境問題につきましては、影響が広範囲に及び可能性もございますので、今後とも十分な注意をもって取り組んでいきたいと考えております。ちなみに、国土交通省でも、球磨川の上流及び下流で、水質検査を行って

おりますが、同じ結果が出ておるということでございます。

次に、水利権のことでございますが、この更新につきましては、電源開発は水利権の更新を申請する方針のようでございます。現時点におきましては、国及び県がどのように対応されるのか定かではありませんので、動勢を慎重に見守りたいと考えておりますし、地元自治体の首長の意見を聞くのかどうかということもよく分かっておりません。先ほど申しましたように、今後の推移を見守りたいと考えております。

続きまして、非核宣言自治体としての取組みに関するお尋ねでございます。御発言にもありましたように、議員発議によりまして、平成18年9月27日に決議されまして、芦北町議会として非核平和自治体宣言がなされた経緯がございますが、本町ではこれまで戦没者追悼式を開催いたしまして、悲惨な戦争の教訓を風化させず、次の世代に語り継ぐとともに、二度と戦火を交えることなく、平和であることを願い、本事業に取り組んでおります。この平和への願いにはもちろん非核平和も含んでおるということであります。よって、本町といたしましては、現在の取組の姿勢でいく考えでございます。

続きまして、その取組でございますが、先ほど延べました戦没者追悼式の開催及び原爆で亡くなられた方々に対しまして、8月6日の広島原爆及び9日の長崎原爆の投下時刻に合わせまして、御冥福と世界恒久平和の実現を祈念し、1分間の黙祷を防災無線により、町民の皆さんに啓発・周知を図っておるところであります。

また、カンボジアやブータンからの海外研修員及び韓国からの国際交流員並びにALTなどの受け入れ、またカンボジアスタディーツアー、英国派遣など、先進国、発展途上国との国際交流事業等を積極的に展開しております。御存じのとおりであります。

このような地道な国際協力、貢献事業こそが、世界平和を希求する基本であり、そしてまた地域からの世界平和に対するアピールになるというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 平和教育の取組について、お答えいたします。

小学校では、全教育課程の中で、戦争に関連する教材があった場合に、戦争の悲惨さを伝え、平和を愛する心の醸成を図っております。6学年時の修学旅行では、長崎へ行き、身近なところに原爆が落とされたという事実を認識するとともに、原爆の追体験を通し、核兵器廃絶への思いを深めております。

また、平和記念公園には折り鶴を奉納し、平和の誓いを行っています。修学旅行

終了後は、感想文等を書き、学習発表会で発表するなど、児童相互での共通理解も深めております。

中学校においても、小学校での平和教育を踏まえ、人権教育の一環として命の大切さ、人を思いやる心の醸成を通じて、平和教育を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 坂本議員の質問、1番目の共同作業でございますが、集落に通ずる道路環境整備ということで、担当課である私のほうから説明させていただきます。

町道等の除草や清掃等につきましては、すべてを町で実施することは難しい面もありますので、でき得る限りは地区住民の方の公役活動によってお願いしているのが現状であります。しかしながら、集落によっては人的状況等から実施することができないため、町で行ってもらえないかとの要望が寄せられることがあります。その場合には、他の地区との整合を図りながら、町において実施しています。

今後、このような地域が多くなってくると思われまますので、担当課としましては、予算措置をして適切に対応していきたいと思っております。

2番目の雇用対策として実施することにつきましてでございますが、事故やケガ等の起こり得ることが十分考えられるため、現状、町としましてはシルバー人材センター等、専門の業者への委託が望ましいと考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） まず、公役作業の問題から、住民の声を代弁したいと思っております。

今、課長答弁では、今後、困難な地区が出てくるので、予算措置で対処したいという答弁をいただきました。全地区にわたっては、まだまだ対処できているところもありますが、対処できていない地区も、今課長言われたように、今後出てくる。古道地区の住民の方にお話をお伺いしました。そうすると、各地区で公役という制度自体が今はもう成り立っていない状況で、各自が家の前、また自分の田んぼの畦とか、そういうところは自分でやっているということでお話を伺ってきました。

それと、上原地区に関しましては、町道の海路地区から自分たちの集落を過ぎて、黒岩線の途中までという、範囲がものすごく広くて、到底もう困難になりつつある。だから、全部をお願いするというのではなくて、集落の範囲内、これはまだまだ自分たちで責任をもってやれると。ただ、その上り口の町道における範囲は、今後、検討していただけないだろうかというようなお話も伺っております。黒岩地区についても、大岩からの上り口から集落を過ぎて、上の、また上原線の真ん中あたりま

でということで、やはり今の地区の年齢層、また負担が重く、いずれはもうできなくなるというような声もいただいております。

だから、私としましては、全町で各集落ごとに調査をしていただいて、町道についてはできない部分は、課長、先ほど答弁されましたが、予算措置費で対処していくということでしたので、是非とも調査をですね、しっかりしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 先ほども申しましたけれども、一応町が管理する道路でございますけれども、一応527路線、約370kmあります。地域に対する町の助成としましては、地域の方の公民館でされる場合、草刈機の燃料支給として、1地区200まで支給しております。平成24年度の実績でございますけれども、建設課のうちの維持係で対応した路線が22路線、約67km、業者委託しました路線が10路線、46km、草刈機の燃料支給、これが公民館、区長さんあたりから要望があった路線でございますけれども、38地区ということでございます。

先ほど議員さんも申されましたが、古道とか上原地区ですね、こういうところにつきましても、今年度は尾奈古地区のほうからやっぱりもう上のほうに集落が2、3軒しかないということで、約3kmほど、集落がない道があります。ということで、区長さん及び公民館長さんのほうからですね、町のほうに要望がございましたので、うちの維持係のほうで対応しております。

そういうことでございますので、今後、そういう場所がありましたらですね、区長さんなり、公民館長さんなりから申し出てもらえれば、うちの維持係及び業者さんあたりと協議しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 区長さん、地域住民の皆さんからの要望があればというのではなくて、町のほうからもこういう問題が提起しているわけですから、調査に入って、住民の方が言いやすいようにですね、やっぱり待ってるのではなくて、どのような危険性があるのか、そういうのをやっぱり調査していただきたい。そして、仕事を増やす、ケガ等の心配がありますので、シルバー人材センターのほうで対処したいということでしたが、仕事を増やすという、地域経済の活性化や、今、失業者など、仕事を求めている人も助かるというふうに、住民にも役立つし、また町は地域住民の安全で安心して暮らせる町をつくるのが行政の一番の仕事だと思いますので、そのへんのところを最後に町長に一言考えをお聞きさせてもらえればと思います。そして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もうお話はごもっともでございます。この話は、実はもうずっと以前からありましてですね、合併前から出ておりました。高齢化がどんどん進んでおります。地区によりましては、もう50%をはるかに超えているということもございます。そういうところにはもう予算決算書を御覧になるとお分かりのとおり、箇所も増えておりますし、予算措置もどんどん増えてきております。高齢化が一番主な原因であります。もう一つは就業形態が変わってきておまして、昔は第一次産業ですね、おまして、特に地元のことは地元で管理する能力というのが非常に、ある意識というものが高かったわけでございます。今はかなり、さらに不安化しております。難しい面もございます。そういう実態も踏まえながらですね、取り組んでおるところでございます。今はうちは区長会がかなり効率的に機能しておまして、必要なことにつきましてはですね、もう随時、区長が役場にお出でますし、話を聞いて対応させていただいておるところでございますが、全体の把握をすることもですね、必要でございますので、参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

なお、私は乙千屋地区であります。月末には公役がございます。毎回、私は出ております。がですね、なかなかやっぱり出席率もですね、まあある程度は確保できておりますが、いろんな事情で来れないということでもあります。坂本議員も公役には、多分自ら出ておられると思いますけどね。まあ身体の動く間は精一杯奉仕して頑張りたいなというふうに思います。今朝も町道の清掃をしてまいりました。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 町の美化、思いは、私も町長と一緒にあります。参加をしております。住民がケガ等の重大事故が起こらないように、しっかりと対策を練ってもらいたいと思います。

次の、瀬戸石ダム環境問題と撤去問題について、2回目の質問を行います。答弁では、電源開発の水質検査では、水質悪化は認められていないと。しかし、広範囲に影響を及ぼすことはあるのではないかというような答弁だったと思います。

そこで、議長にお願いがあります。町長にちょっと資料をお渡ししたいと思うんですけど、資料というか、よろしいでしょうか。資料ではないけど、ちょっと写真を撮ってきたものですから、お渡ししたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） はい。許可します。

○1番（坂本 登君） ありがとうございます。

まず、高田辺地区、海路地区のダム湖の写真を撮ってきました。このようにです

ね、もうアオコがものすごく発生して、もう川というか、何というか、もうものすごく汚れているというふうに思います。それと、もう一つのほうは、海路地区の球磨川との平谷川の合流地点であります。もう道のところまで堆積土砂が詰まって、これは1月下旬で、地域の住民の方に譲ってもらったのを大きく伸ばしたものでございます。いわゆる環境問題で、この写真を私、地元の方に持って行って、見てもらいました。そうしたら、「坂本さん、こんなものじゃないよ」と。「もうひどいときには、もう赤潮が発生して、そして高田辺地区には大水が出たとき、普通の状態でもですけど、流木を止める浮きがずっとあるんですけど、そこに流木、そして魚の死骸、ペットボトル、もうそういうのがいっぱい流れて、あそこに溜まってですね、ものすごい臭いがするんだ」と。だから、その臭い問題も、何でそうなるんですかと言ったら、「これを見て分かるように、これよりひどい状態のダム湖では魚はもう生きていけない」と。「だから、大水で上流からばあっと流されてきた魚が死んで、そこに浮いてくるんだ」ということで、ものすごい臭いの被害等もおっしゃいます。そして、大水のときは5,000tクラスの水を流した場合には、もう震動とともに、家がもうがたがたがたがたいつも揺れるということで、そういう話は地区と電源開発との間で話し合いがもたれていて、サッシを強化して取り換えるという話ができているようですが、担当者が転勤になりまして、その話もおじゃんになったような状態に今はなっていると。だから、1軒についてはサッシ交換は行われたんだけど、ほかのところはもうまったく相手にしてもらえないということで、そういう被害も出ていますので、これは平谷川ですけど。吉尾地区に持って行って見せたところ、吉尾川の合流地点ももうこれと同じ状況だということをおっしゃっていました。だから、こういうやはりダムがあることによって、被害は出ているということで、こういう被害を町長自身はお聞きになったことはありませんか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 聞いておりません。その都度、地区の方々とかですね、坂本議員が教えてくれたら、いち早く私はアクションを起こしたと思いますけど。貴重な写真、ありがとうございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 今度、3月に水利権の更新がありますので、県や、またその電源開発、国に任せっきりになるのではなくて、地元町長として、地元のこういう被害、また河川法の第36条では地方公共団体の長の意見聴取がありますと。1級河川の場合は知事の意見は求められるが、町村長の意見聴取義務は定めてないということになっていますが、知事も地元の意見を聞かずに国に声を上げるということは、

常識からいって考えられませんので、話はお伺いがあると思います。もしなければ、やはり地元としての考えを町長自身、流域に入って、また声をいろんな賛否あると思います。あのダムは橋としての機能もあるので、いや壊してもらったら困るという声もあります。だから、今、町が進めていらっしゃる吉尾大橋の実現に向けて橋を完成させ、ダムをやはり清流を取り戻すという観点で多くいらっしゃいますので、そういう人たちの声をです、やっぱり聞いて、知事に対して言ってもらいたいと思いますが、そのへんのところはどうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今後、また実態とかですね、地域の方々のお考えを聞く中でですね、対応してまいりたいなというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） そして、芦北町住民、また流域の人たちだけじゃなくて、芦北の住民の方はこういうダム湖の状態、また堆積物の実態は、ほとんどの方が知らないと思いますので、こういう事実もですね、やはり全町の住民の皆さんにお知らせをいただいて、検討していただければと。そして、近隣の市町村には、荒瀬ダム撤去、または川辺川ダム建設中止という各種団体がたくさんあります。そういう人たちの声も、町長、聞いてもらえる考えはありませんか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今後、検討させていただきます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 私も一緒に各団体の代表者の皆さんと申入れに行きたいと思いますので、どうぞよろしく願いをします。

それと、町長自身、この清流球磨川について、昔の川を知っていらっしゃる方からも、私、声を聞いてきました。そうすると、ダム湖の周辺の方、簸瀬地区の方は、「簸瀬という名前のごとく、もうきれいな瀬が浮かび上がって、もう歩いてでも対岸のほうに渡れてた。子どもの頃はもうこの川で遊ぶのがもう本当に大好きで、もう川が昔のようになるなら、もう是非ともそうしてほしい」と。「いろいろな問題はあるだろうけど、努力してもらえんדרらうか」という声も聞いています。そして、告地区の皆さんからは、私ども、ダム湖、昔のきれいな川を知らない者ですから、告地区あたりは上から見ていたら、川は流れているし、非常にきれいな川のように見えて、そのように申しましたら、「わあ全然、坂本さん、何言いよるか」と、「昔はここから見たら、アユや小魚が黒帯のごとく泳いで上がりよったんだ」と、「今、そんな見えるか」と、確かにそういう魚は見えませんでした。川石をぽっと上げると、こういうカニがたくさん捕れたと。そして、こうおっしゃってました。「もう

清流が戻ったら、子どもや孫、戻って来いと言うことができる」と、「もう未来につながるし、希望がもてる」と、「今のままでは魚は捕れんし、生活もままならん」ということで、そういう本当に明るい夢のある話をさせていただきました。やっぱり清流を取り戻して、魚がたくさんいて、球磨郡から八代まで、一つの川となっておりますね、今、八代の荒瀬ダム撤去に伴って、地域の人たちは川が戻りつつあるとおっしゃいますけど、簸瀬の地区の方が言っておられました。「坂本さん、何言いよるな」と、「このダム湖の一回死んだ水が流れよるとばい」と、「だから支流からのきれいな水が混じって薄まるかもわからんけど、もう死んだ水はどこまで行っても死んだ水だから、やっぱりこのダムが無くなると、清流は戻らんとよ」とおっしゃいました。ああ、なるほどなと思いました。

そこで、町長に、清流球磨川を取り戻すというか、復活させるという思いについては、町長自身はどう思っているのでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 日本の自然のですね、原風景、これは非常に私はやっぱり大事なことだなと思いますし、守っていかなければいけないし、取り戻さなければいけないというふうに思います。この瀬戸石ダムは御存じのとおり、30年前、発電専用ダムとして、当時は時代の要請であったかと思えます。八代方面に送電されてるということでございまして、およそ1万8,300世帯分を賄うということでございまして、国もエネルギー基本計画、あるいは県におきましても総合エネルギー計画等で水力発電を再生可能エネルギーと位置付けておりまして、行政判断として非常に難しいところでございまして、それはもうああいう人工的な構築物が自然界にはないほうが、それはもういいわけでありますけれども、一方ではまたそういうエネルギー対策の事情というのもございしますので、またこれもしっかりとですね、検証し、勉強させていただきたいなというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 地元住民、また近隣の各種団体の声をしっかり聞いていただいて、芦北町住民の大多数がダム撤去という声になれば、町長もその声を上げていただきたいと思います。

次に、戦争と平和の問題について質問をいたします。平和の問題については、1分間、8月6日、8月9日に1分間の黙祷を呼びかけているということを町民に対してしている。また、教育では、6年生に長崎の原爆資料館等の修学旅行を行って、折り鶴と、また命の大切さ、人を思いやる心を教えているということでした。そのとおりだと思います。教育については、私ども政治が口を出すことは控えたいと思いますが、一つだけ、先の戦争がどんなに悲惨な出来事であったか、また目を背け

たくなるような光景、またそういうことであっても、歴史をゆがめることなく、事実を事実のままに教えてといたしますか、児童生徒に知らせてほしいというか、そのことだけをお願いしたいと思いますが、教育長をお願いしておきます。どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

歴史の史実に基づいた教育を、これからも遂行していきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） それで、2006年9月27日に、芦北町で決議を行われています、平和宣言のその決議文をちょっと読み上げてみたいと思います。「今なお、多くの核兵器が作られ、実験が行われ、核兵器の脅威は、我々地方自治体住民にとっても現実的な問題となって、無関心ではすまされなくなって来た。日本国憲法に揚げられた恒久平和の理念を、町民生活の中に生かし、平和で緑豊かな郷土を子々孫々に継承するため、世界の全ての国々の、あらゆる核兵器の廃絶と、その使用を禁止することを訴え、非核平和自治体宣言を決議した」と決議されています。私は、その当時は議員ではありませんでしたので、今、町民の一人として誇りに思います。

そこで、町長に、取組の中で、8月6日から8月15日まで、役場のロビーや社協センター、いろいろなところを使って、原爆の悲惨さを住民にお知らせする、また忘れないためにパネル展などを考えていただけないかというふうに思いますが、そのへんのところはどうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 急な御提案でございましたので、検討させていただきます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 是非、検討していただきたいと思います。そして、全世界に向けて、核兵器全面禁止のアピール署名などもありますので、その折に署名活動も呼びかけていただきたい、このように思います。

そして、この長崎市長のしている協議会ですけど、この市長は長崎市の式典でこのように呼びかけておられます。「地域の市民としてできることもあります。我が国は、自治体の90%近くが非核宣言をしています。非核宣言は核兵器の犠牲になることを拒み、平和を求める市民の決意を示すものです。宣言をした自治体でつくる日本非核宣言自治体協議会は、今年、設立30周年を迎えました。皆さんが宣言を行動に移そうとするときは、協議会も被爆地も仲間としてお力をお貸しします。

長崎では、今年11月、第5回核兵器廃絶地球市民集会長崎を開催します。市民の力で核兵器廃絶を被爆地から世界へ発信します」というふうに呼びかけていらっ

しゃいます。また、これも急なことですけど、誰か職員の人を、この11月、第5回非核廃絶地球市民集会に参加させようという、急なことであれですけど、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 勉強させてください。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 最後に、我々日本国民は日本憲法、平和憲法を持った国民であります。第2章戦争の放棄、第9条戦争放棄、軍備及び交戦権の否認。1、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力による行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めないとなっています。現在、この憲法第9条2項を変えようとする動きが日本にはあります。過去の戦争の反省のもと、日本は二度と戦争をしないと誓い、作られた憲法9条を変えて、再び戦争できる国には絶対してはならない。世界中から紛争やもめ事はなくならないかもしれませんが、紛争を戦争にしないということは、人間の英知を結集すればできると思います。戦争をするのも人間です。戦争をしないようにできるのも人間です。私も町長と同じく、世界平和を願う一人として、核兵器のない世界、戦争のない世界の実現のため、核兵器廃絶、憲法9条を守りいかに運動を発展させるという町民の声を代弁して、質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

散会 午前11時02分

散会 午前11時13分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、水口君。

○13番（水口宣之君） 地籍調査について伺います。

日本の中山間地域では、高齢化が急速に進み、生活を支える基礎的な条件を維持していくことは困難となり、小規模な集落の中には、消滅の危機に直面しているものも少なくありません。今後におきましても、そういった地域が多くなると考えます。芦北町の総面積約80%は山林であります。特に吉尾地域は山々が連ねていて、傾斜が急で、険しい山並みであります。その地域を最後に、昭和63年から平成2

4年まで、長期間の調査を終え、今、閲覧されているところでございます。国50%、県25%、町25%の補助事業であり、長い間、執務にあたられた職員の皆さま、また地区の推進員の方々、たいへん御苦労さまでした。

本題に入ります。地籍調査事業の終了に伴う今後について伺います。

①境界が定まっていない、いわゆる筆界未定でございますが、ところがあると聞かれますが、町としての立場はどうしているのか。

②新しい地籍図になるが、利用はいつからか。

③課税はいつからか。課税の上昇率は何%ぐらいになるのか。

④旧田浦町の再調査はしないのか。旧田浦町の地籍調査は、昭和46年から61年度まで、16年間で行われ、当時は測量技術が低く、平板測量であったため、基準点等に誤差が生じており、地籍調査測量の成果である面積計算書や番号図等がまったくない状態であり、再調査を必要とするものです。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 水口議員の御質問にお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、これまででも議会で御審議いただく中で、前倒しによる積極的な事業を展開してまいりましたが、いよいよ平成26年度をもちまして完了することとなります。今後、固定資産税の課税をはじめ、土地取引等、多方面に幅広く利活用されることとなります。今後における具体的な事務の進め方につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） 水口議員の御質問にお答え申し上げます。

①の筆界未定に関するお尋ねでございますが、筆界未定につきましては、基本的に地権者同士の問題でありますので、町が介入することはできません。しかし、ご要望等がございますと、調査当時の図面等をもとに、町も利害関係人も含め、地籍調査推進員等と現地立会を行い、解決に向けた支援を行っております。

②の新地籍図の利用についてのお尋ねでございますが、地籍調査は1年目に地元説明会や一筆調査を行い、2年目に測量調査を実施、3年目に地元閲覧、各検査完了後、県へ認証書類を提出いたします。4年目に国の承認後、法務局へ登記書類を送付し、登記が完了することとなります。したがって、地籍調査が終了し、登記が完了した地区につきましては、既に利用をされているところでございます。

③の新地積による課税についてのお尋ねでございますが、旧芦北町の地籍調査事業が平成26年度に終了予定となっており、また翌27年度が3年に1度の固定資産税の評価替えの年であります。そのようなことから、平成27年度から地籍調査

後の新地積で課税を行う予定としておりまして、現在、その事務を進めているところでもあります。課税の上昇率というお尋ねでございますが、税収の増減に関する質問であると思いますので、お答えします。地籍調査完了後で課税を行った場合、平成25年4月1日現在の課税状況によって試算をしますと、宅地、田また山林等の総面積ベースで約1.9倍の伸びとなり、3,300万円程度の増額を見込んでおります。

④の旧田浦町の再調査についてのお尋ねでございますが、平成24年度末現在における地籍調査事業の進捗率は、全国50%、熊本県内77%となっています。旧田浦町の再調査につきましては、国の進捗率が低いことから、現在の補助基準でいきますと、地震災害等により境界復元ができなくなった地域等に限られておりまして、補助対象外となっているため、厳しい状況にあります。しかしながら、熊本県内はもとより、九州各県において旧田浦町のように、調査完了後、既に多年が経過し、公共事業の円滑な実施に支障が出るなど、地籍の効用を十分に発揮できない市町村も数多く存在しておりまして、地籍の再調査に対する要望が強くなされているところでございます。このようなことから、昨年度に引き続き、本年7月、熊本県をはじめ、九州ブロック国土調査推進協議会を通じまして、国に対し補助対象となるよう、再調査の要件緩和についての要望書の提出がなされているところであります。本町といたしましても一般財源のみでの事業推進は難しく、またより精度の高い土地の流動化を図るため、今後も引き続き強く要望してまいります。

以上で終わります。

○議長（藤井公明君） 水口君。

○13番（水口宣之君） ただいま答弁をいただいたわけでございますが、①について再質問いたします。

筆界未定は、地籍調査の最も大事なことであり、担当課とされましては事前に十分説明をされたはずですが、いざ調査となりますと、個人の利害関係を持ち出して、未定件数が574件、また筆数は2,845筆と、誠に遺憾に思います。しかし、解決しなければ何事も前に進まないことでございます。担当課におかれましては、引き続き各地区の調査推進員と相談され、解決に向け努力していただきたいと思っております。

②は、県への認証、国の承認、法務局へ登記の書類等がやり取りされて、完了した地区は利用されているとのことでございますので、この2点につきましては了解いたします。

③の27年度から課税の予定とのことですが、山林についてはかなり増えていると思っております。どれくらいの面積になる見込みかお聞きします。また、新地積の課税

周知はどのようにして知らせるのか、この2点について伺います。

○議長（藤井公明君） 早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） まず、1点目の山林面積についての、第2の質問でございますけれども、先ほど宅地、田畑、山林等の総面積ベースで1.9倍の伸びと申し上げましたが、それぞれに若干の伸びがございますが、そのほとんどが山林面積の増となります。現在の山林の課税面積ベースでいきますと、6,248haが完了後の見込面積で1万3,512haとなりまして、約2.2倍の伸びを見込んでおります。

次に、町民への周知の方法等についてのお尋ねでございますが、地籍調査後の新地積による課税の周知につきましては、平成26年度中に広報紙及びホームページ並びに防災無線等におきまして、定期的に周知を行います。また、平成26年度の固定資産税納税通知書に27年度からの課税変更のお知らせを同封する予定としております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 水口君。

○13番（水口宣之君） 山林については、多く面積が伸びているということでございます。山林は税額は低いわけでございますが、かなり多くなっている時にしますと、現在の木材の低迷の中では、やっぱり安くても税が多くなれば、やはり危惧するところでございます。

それから、2番目の周知はどのようにしてするのかということにつきましては、ただいま広報紙、あるいはまちだよりでも知らせるということでございますが、山の場合は特に町外の方もたくさんおられると思いますが、このへんにつきましては、いかがなんでしょう。

○議長（藤井公明君） 早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） 町外の方につきましても、26年度の固定資産の納税通知書等により同封するようしておりますので、個人送付になるかと思えます。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤井公明君） 水口君。

○13番（水口宣之君） 詳しく説明をいただきましたので、了解いたします。

④の、国に対し、引き続き強く要望するとのことでございますが、国の補助、認可次第で、再調査を行うということで理解していいのか。これは町長に答弁いただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 再調査につきましてはですね、かなり厳しいわけでありまして、国の進捗率が50%と、まだ半分ということでありまして、新規のほう、あるいは

災害復旧地域等が優先されるような感じであります。これにつきましては、九州ブロックの推進協議会、そして熊本県の支部がございますので、組織的に補助対象となるようにですね、活動を展開してまいりたいというふうに思っております。もし対象になりますと、即座に調査を開始したいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 水口君。

○13番（水口宣之君） まあ今、町長の答弁によりますと、前向きにということでしたら解いたします。

旧田浦町につきましては、やはり早い時期に再調査され、全町同じ条件での税収を望むところでございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 水口君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 今定例会最後の質問者になります川尻でございます。

それでは、私は今定例会におきましては、通告しております第1、環境美化活動への取組について、第2に高潮対策について、第3に女島埋立地のふ頭用地の利用への対応についての3つの問題であります。

第1の環境美化活動への取組についてであります。本町環境基本条例のもと、環境基本計画が平成22年3月に策定されております。これなんですけれども、この計画に基づいてそれぞれ実施されているというふうに考えますが、各地域でも6月に定着しております1日1汗運動、これは全国展開でありますけれども、もう各地域で定着し、そして各種団体や民間企業においても自主的に清掃活動に取り組み、環境美化への意識は高まっているものと理解をしております。しかしながら、未だ不法投棄やごみのポイ捨て等は減少傾向にないというのが現状ではないでしょうか。

そういう現状の中、質問の第1点は、一例としてですね、湯浦川河川沿いに雑草が特に6月から8月には生い茂っております。そこで、除草や整備を、県、町とが連携協力のもと整備して、その後の管理は公民館活動の一環として、地域住民による美化活動の推進を図っていくよう提案したいというふうに思いますが、町長の考えはどうか質問するものであります。

第2は、高潮対策についてであります。近年の異常気象は、日本各地をはじめ、世界においても甚大な被害を及ぼしております。また、温暖化の影響により、海面潮位は年々上昇し、世紀末81cm上昇するという予測が明らかになりました。本町では、昨年9月16日の高潮による床下浸水や道路冠水等が6地区で発生し、大事には至らなかったものの、台風や集中豪雨と相重なれば、甚大な被害になると考え

られます。

質問の第1点は、その対策の進捗状況はどうなっているのか、また今後どう対応するのか質問します。

第2点は、現実に女島神社の境内が冠水しております。写真等も執行部担当にお渡しを、昨年しておりますが、よって女島川下流護岸の嵩上げが急務と考えられますが、県への要請等、どうしているのか質問します。

第3の質問は、女島埋立地のふ頭用地への対応についてであります。このふ頭用地は、荷揚場ということは住民も用途目的ということで理解はしておりますが、しかし砂の野積場としては予測していなかったと考えられます。3年前に、県芦北地域振興局土木部により、ふ頭用地の利用計画について、現地説明を含め、これまで数回、説明がっております。砂、砂利の荷揚場としての活用は、環境面において、また周囲の立地条件を考慮したときに、矛盾しているのではないかと、私自身も考えますが、地域住民は不満や不安を抱いております。特に果樹農家は、反対の意思を示しております。この実態を町長はどう認識して、どのように対応を考えておられるのか質問します。

以上、質問しましたが、第1の質問は提案型の質問であり、第2、第3は地域住民の意向を汲んでの、町長として、県に対して強い要請を願うものであります。明解な答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

環境美化活動への取組についてでございます。河川の除草、整備につきましては、湯浦川に限らず、先ほど坂本議員の御質問で、担当課長が答弁をしましたとおり、地域でできる活動については、できる限り地域で行っていただくということを基本としまして、住民の方では困難な作業等につきましては、河川管理者である県、または町道の管理者である町において実施しなければならないと考えております。

なお、美化活動の推進につきましては、担当課長から答弁させます。

高潮対策についてでございます。内容が具体的になりますので、担当課長から詳しく答弁をさせます。

それと、女島埋立地の件でございますが、この県のふ頭用地につきましては、先ほど御発言もありましたように、埋立事業当初から物揚場としての、砂利、砂、木材などの運搬拠点とする利用計画がなされていたことは事実であります。しかしながら、大型車両の往来や、砂利、砂の粉塵に対する地元、特に近隣果樹農家の方々からの心配の声も承知しております。町におきましては、このような地元の意見に対しまして、十分な対策をもって臨まれるよう、県にお願いを繰り返ししておると

ころでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、美化活動の推進について御答弁をいたします。

除草後の管理の一環といたしまして、そこに花を植えたり、地域の環境保全、あるいは美しい景観づくりを目的として、地域で取り組まれるものにつきましては、芦北町まちづくり支援事業花苗等配布がございまして、これを活用していただきまして、地元主体でですね、地域の美化活動を推進していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 高潮関係でございますが、昨年9月に発生しました高潮被害は6地区で、床上浸水2件、床下浸水13件、道路冠水7か所、農地等冠水3か所という状況でありました。このうち、本町におきましては、福浦地区や平生地区など、対応できるところは平成25年度で予算計上しております。なお、鶴木山地区や計石地区の県道関係につきましては、熊本県に要望済みであります。

以上です。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 続きまして、女島川の下流の護岸の嵩上げは急務と考えるが、県への要請等はどうかという御質問でございますけれども、女島川下流の護岸嵩上げの件につきましては、県に対し、高潮時の状況を写真等を持っていきまして説明し、対策についての要望も行っております。今後も事業の緊急性を県に訴え、要望を続けてまいります。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の問題から再質問をいたしますが、これは環境美化という推進と、公民館活動という2つを両輪としてやらなければいけないというふうに考えておりますが、芦北町総合計画の中にもありますし、総合計画の魅力ある地域づくりの施設でもあります。その中のみんなが主役のまちづくりという形で、こういう公民館活動の推進等があらうと思っておりますし、また5節に、生活を支える基盤づくりという、その4に自然環境にやさしいまちづくりというのが環境美化のほうだというふうに考えておりますし、これを基本として実施計画が行われておるのは、予算化された中でやっておられるというふうに思います。

そういう中で、私がいつも毎日、朝、通っておりますし、たまには私も歩いた

りしておりますが、朝夕、非常に多いんですね。ウォーキングされる方等が多くて、車両等の通行は極力控えるように私もしておりますけれども、やはりボランティアとか公民館活動でやられない危険な法面があるものですから、一回これは一掃して整備してもらった後に、花を植えたりとか、自主的に区域がありますので、行政区でもですね。ここは何班何班という形で、花を植えたり、多種多様のやっぱり地域のニーズがあらうかと思っておりますので、そうしたふうにやれば、その一例が成功しますと、ほかのところもですね、自主的に機運が高まってくるのではないだろうかかなと。自分の地域は自分で環境整備はするという、今、財政的に非常に厳しいということ、みんな理解しておりますので、そういう汗のかき方は、公民館活動の公民館長あるいは区長と連携しながらですね、やっていかれるというふうに思っておりますので、そのリードを公民館長の会議あるいは区長会議のときに、こういう意見もあったがということで、私もそれをしてもらえれば、自分でやるという地域住民には、話は取り付けておりますので、そうすればですね、非常に景観もよく、自分が一汗流したときの気持ちの良さというのは、もう十分理解しておりますので、行政としてそういうことをですね、把握しながら下ろしていくという、予算の面でもですね、ありますので、していただければというふうに、こういう提案をしたわけでありまして、十分分かっておられるというふうに思っておりますので、さらに具現化されていただければというふうに思います。

また、その予算化の中で、環境美化活動の予算措置というのは、この実施計画を見てみますと、25年から27年の実施計画の中にはですね、環境においてはホテルの育成等がありますけれども、具体的な事業名として、環境保全活動の予算措置というのが上がっていないんですが、ほかのところにも何かあるかもしれませんが、これは実施計画に何らかの形で計画をされる考えはないのか、この環境美化活動においては町長に御提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

川尻議員が申されておりますとおりですね、本町には環境基本条例、環境美化条例、環境基本指針、環境基本計画というのがございます。これらにつきましてはですね、それぞれのその現状分析から、その役割分担等々書いてあるわけですが、この計画等を踏まえましてですね、それが総合計画、あるいはその環境のそれらのその対策に持っていくように、住民生活課といたしましても、そのような取組を取りまとめといいますか、そういったものを今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 担当課以外でもですね、いろいろ予算の配分があって、そういう似合うこともあろうかと思えますけれども、実動計画に乗せてもらえればですね、それが私たち、見えるわけでありますので、そういうことをお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、高潮対策でありますけれども、防災計画が25年度が今度の資料と一緒に計画作成が、毎年これは作成見直しされておりますので、ちょうどいい具合に眺めてみましたけれども、高潮、町長、実際、実例がこれに載っておりますけれども、平成4年に12月の16日、異常高潮という塩害が起きておりますし、昭和11年2月の25日にも、いえいえ、昭和です。昭和4年の12月16日と昭和11年の2月25日、異常高潮というのが載ってるんですよ。だから、こういう時期、高潮は何だったのかなと私もびっくりしたんですけれども、それ以降はあんまりなかったんですけれども、昨年の実例が載っております。これは、やはりもう御存じのとおり、温暖化現象の中であろうかというふうに思いますけれども、どうにもできない部分があるわけですが、しかしながら、沿岸に居住する住民は、非常にやっぱり台風時期、特に今の時期は潮位が上がるというのは、もうそうであります。気圧が下がりますと、潮位が上がってくるわけですが、そこで今、実6地区に対する総務課長の状況を言われましたけれども、やはり個人でやらなければいけない事業もありますし、ほとんどがだいたい県に要請をすることも多いわけですが、冠水とか浸水は、海岸に住む者は、側溝が直接海に流れるものですから、潮位が上がりますと、もうそこから浸透して床下浸水というのはもう事実でありますので、そのへんの工夫はどうにかならないのかなというふうに思いますし、雨が一緒に同時に降りますと、もうその排水口はもうどうにもならんわけですので、排水しなければいけませんけれども、何らかのやっぱり対策事例があるのかなと思いますので、その点は海岸、沿岸部のマンホールといいますか、排水口から浸水する点においては、何か何らかの対策とかは考えておらないわけでしょうか。担当課でも結構ですけど。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 高潮対策の対応でございますが、今、川尻議員さんが申されましたとおり、今、宅地のほうからですね、排水路の出口というのが、もう海のほうに出ているところが、すべての地域で逆流といいますか、高潮のほうの方が、水が流れ込んで宅地のほうに浸水するというのが前回の台風の、ちょうど前回は台風と高潮と重なりまして、気圧の変化でああった被害が出たんですけれども、まあ対応策としましては、その海側のほうにフラットゲートを付けるというのが一番、それとパラペットのところに蓋を付けるというのが対応ができますけれども、

先ほど議員さんも申されましたとおり、それをやったときには、雨が降ったとき、内水面の水が出ていかないというふうな状況になりますので、今、担当課としましては、それができるところの福浦地区あたりと平生地区あたりには、逃がす導水路を造って、内水面の水を別なところに逃がすというような方法をやろうかということで、今年、予算対応して計画しております。

あと、県道沿いの計石とかあっちのほうにつきましてはですね、現場のほうが特に大きい暗渠排水が海底のところと同じ高さのほうに恐らく土砂が流れやすいように低く造ってあると思うんですけども、これが海底の高さぐらいまでに低く落としてありますので、ちょっと潮が高くなれば、内水面の水が出なくなるという状況でございます。これにつきましてもですね、一応県のほうといろいろ協議しまして、その横断渠を極力、宅地並みの高さまで上げれば、その浸かる時間とか、そういうのが短縮できますので、そういうのを協議しながらですね、現場に合ったやつを対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この防災計画、毎年見直し等、現場、実情をにらんで作られているというふうに思いますけれども、危険箇所の地域というのがありますね。104ページあたりからあるんですけども、護岸については、海岸部についてはですね、Bランク、Cランク、2か所あるんですけども、ほとんどがCランクぐらいにはランク付けする必要があるのではなかろうかなというふうに私は思っておりますが、いかがなものでしょうか。どういう感じで重要水防区間という形で明記してあるのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○議長（藤井公明君） 質問がちょっと込み入っておりますので、暫時休憩し、そして答弁を十分手探ってやってください。いいですか。じゃあ、吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 今の御質問でございますけれども、河川のこれは県の河川というか、国の河川ですね。

○議長（藤井公明君） 暫時休憩。

-----○-----

散会 午前11時52分

散会 午前11時56分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川尻君。

○12番（川尻成美君） 要はこの防災計画は、執行部だけではなく他の団体、消防団

とかそういう形で作られたり、県とかで、そこを明確にしていなければですね、そういう答弁にもなったと思いますので、誰が作ったのかなという形で、総務課が全部作っておられるというような感じならば網羅していると思ったものですから、後で結構であります。やっぱりこの季節季節によっていろいろ災害というのは、御存じのとおり世界中が、ゲリラ豪雨、100mm以上がもう非常にですね、1時間の雨量があって災害が出ておりますので、何があるのか予測できない状況じゃないかと思えます。アメダス等でのあれも非常に発達してきておりますけれども、それを予測するならば、備えあれば憂い無しですね、備えをする必要があると思えますので、これについてはやっぱり歯止めとしての予算措置はやはり早く緊急性を持って県との協力の中でもですね、やってもらえるように切望するものであります。

次に、第3の女島埋立についてですけれども、夢もやいも順調な推移で活動が行われておりますし、メガソーラーもパネルの設置もほとんど終わりました、電柱のほうも、電線のほうも終わられたようでございますし、供用開始を待つだけありますし、また今年度、夢もやいの前の公園化も3,000万円近い予算でですね、やって整備されるということで、やはりちょっと矛盾してるんじゃないかという声が出ますし、県としても、今、対応策として、木を植えたりとか、やっておられますけれども、なかなかやはりそれに納得いかない住民の方々もおられますし、受益者という、果樹農家だけじゃなくして、やはり近隣の道をいつも生活道路として通る方々もやっぱりあるんじゃないかなと。これは一概にいえる問題じゃなくて、そこには砂、砂利の民間企業の圧迫にもつながればいけないというふうにも理解をしておりますので、良い対策もですね、最善の対策をやっぱりする必要がありますので、住民への十分な納得というのを、やっぱり懸案いただかなければ、強硬姿勢で出てもらいますと、ちょっと困るものですからですね、町長のお力をやっぱり借りてですね、妥協策をやっぱりしなければいけないなというふうに思っておりますし、例えば野積みした砂が飛ばないように、水をかけますと汚水が流れるわけですね、海に。そうすると、そこでは漁をやってる方もおられますので、その点も調整池とかのほうも提案が出たんですけれども、そういうもう一回具体的にやはり県との折衝のなかでですね、妥協策を提示していただけないだろうかというふうに思えますので、砂、砂利を企業上利用される方の負担もですね、いわゆるあるわけありますので、ないような形でもやっていかなければならないと思えますので、町長のほうにそういう形で、住民の意向を今伝えましたので、あと一回答弁して終わりたいというふうに思えます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいまの趣旨は十分理解できますので、そのように対応させ

ていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） これで川尻君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後0時01分

平成25年第4回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年9月20日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

日程第 1 認定第 1号 平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第42号 平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第11 発議第 3号 道州制導入に断固反対する意見書案について

日程第12 議員派遣の件

（一括議題＝日程第13から日程第16まで）

日程第13 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第14 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員（15人）

1番 坂本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 水口 宣 之 君	15番 寺 本 修 一 君
16番 藤井 公 明 君	

3 欠席議員（1名）

14番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総務課長 吉 田 茂 君	企画財政課長 寺 川 健 一 君
税務課長 早 川 純 一 君	住民生活課長 楠 原 清 照 君
福祉課長 宮 下 祐 一 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 山 元 信 作 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 江 上 繁 君	会計管理者兼 会 計 室 長 園 川 民 夫 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 本 山 昭 君
生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

岡部君から欠席届が出ております。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

- 日程第 1 認定第 1号 平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第42号 平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藤井公明君） 日程第1、認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第10、議案第42号「平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に、各常任委員会に付託しておりましたので、委員長にその審査の結果報告を求めます。

質疑は、3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員長報告を申し上げます。

去る9月9日、本会議におきまして、当委員会に付託されました認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」、12日、13日の両日審査を行いました。

審査にあたりましては、予算が適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったかなどを中心に、行政の効率化や次期予算編成に活かされるよう慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告します。

まず、決算状況ですが、一般会計の歳入決算総額は、107億2,535万8,629円で、前年度比5億7,762万4,036円、5.1%の減となっております。

一方、歳出決算総額は100億3,313万9,789円で、前年度比5億9,727万9,098円、5.6%の減となっております。

決算額が減となった主な要因ですが、歳入については繰越金や国庫補助金等の減であり、歳出については、積立金や普通建設事業費等の減となっております。

財政指標については、経常収支比率が前年度比2.8ポイント上昇し88.8%、実質公債費比率が前年度比0.6ポイント減の5.1%、将来負担比率が前年度比3.4ポイント減の8.9%となっており、決算に係る財政指数は総合的に良好で健全財政が保たれております。

次に、各課所管の主な事業を申し上げます。

まず、総務課では、男女共同参画計画の推進事業、防犯対策事業、職員研修事業、入札契約事務事業、財産管理事業などが行われ、防災意識や町民の意識の高揚、また、職員の意識改革・能力向上・住民サービスの向上などが図られております。

防犯・防災対策として、防犯灯設置補助や防犯カメラ設置、防火水槽新設、小型動力ポンプ付軽積載車が1台購入されております。また、財産管理においては、まちづくり振興基金の一部を活用し、20年の長期国債を3億円購入するなど、効率的な運用がなされております。

主な質疑として、町が策定する防災計画の中で何が重要と考えているのか、また、避難箇所など住民の意見を反映し、現状把握も地域の方を交えて検討すべきと思うがとの質疑に対し、災害発生時の防災体制や避難所の見直し、災害時の避難経路について重視し、国、県、消防等防災会議の各関係者23名の意見を聞きながら防災計画を策定した。避難場所や経路などについては、区長からの意見を反映させているとの答弁がありました。

入札・契約に関して、資格審査の書類は何か必要か、指名の基準は何かとの質疑

に対し、建設業の許可証・登記の履歴事項証明・経営事項審査の写し・有資格者の確認書類を提出してもらっている。指名の基準は、工事経験・技術者の有無等を考慮して決定しているとの答弁がありました。

議員が役員等に入っている法人が契約する場合、年間の売上げの半分以上を受注するのは兼業禁止に抵触することになり、それについては議会で判断することになるが、それ以前の問題があるのではないかとの質疑に対し、指名に当たっては、会社（法人）として施工能力があるか、確実に履行できるかを見るもので、兼業禁止に触れるかどうかは、議員自らが判断いただくというスタンスで、指名を行っているとの答弁がありました。また、指名審査会のあり方について、議員が所属する法人については提出書類以外の資料についても調べる必要があると考えるがとの質疑に対し、指名審査会にも報告し、検討してみたいとの答弁がありました。

次に、税務課地籍調査室について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、調査対象面積206.79km²に対し、認証予定面積は198.2km²で、平成24年度末の進捗率は95.8%となっております。平成26年度に海路地区を法務局へ地籍成果の送付を行い、すべて終了する予定となっております。この地籍調査事業の成果が、土地に関する諸行政の基礎資料及び土地取引の円滑化など、多方面に広く利用されております。

質疑として、地籍調査後の面積についての説明と、課税額の見込みはどれくらいかとの質疑に対し、山林が面積で2.2倍の1万3,512haを見込んでいる。課税は山林部分で1,900万円ぐらいの伸びで、全体では3,300万円程度の増を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、税務課について申し上げます。

平成24年度の町税収納額状況は、現年課税分調停額15億3,021万1,601円に対し、収納額15億1,109万1,162円で98.75%の徴収率となっております。また、滞納繰越分は、調停額9,693万7,129円に対し、収納額は1,643万6,503円で、16.96%の徴収率となり、合計で前年度比調停額が5,440万4,476円の減、収納額が4,678万2,299円の減となっております。

調停額及び収納額の減の主な要因としては、世界的な不況が続く中で、町内企業のテラプローブ等の事業環境が厳しく、法人町民税の法人税割等が減収になったためと説明がありました。また、口座振替奨励や訪問徴収体制の強化、納税相談など徴収率向上の取組に努め、徴収率は微増ながらも増えているとの説明がありました。

主な質疑として、来年度から消費税が8%に引き上げられるようだが、地方消費税交付金1億6,100万円についてはどのようになるのかとの質疑に対し、現在

消費税5%の内1%が地方消費税で、8%になると1.7%となる予定であり、現在の額の概ね1.7倍程度が見込まれるとの答弁がありました。

滞納整理についての努力が見られるが、どのような努力がなされたのかとの質疑に対し、財産がある場合は差押等を、財産がない場合や生活困難に陥る場合は不納欠損処分等の確実な滞納処分を実施した。また、平成25年度に県の職員へ併任徴収辞令を交付し、町職員と同様に徴収できるようになり、さらなる徴収率の向上が期待できるとの答弁がありました。

次に、議会事務局について申し上げます。

議会事務局費は議会費と監査委員費の歳出のみで、ほとんどが経常的な経費となっております。議会費で議員視察研修等に伴う旅費の執行残及び会議録作成業務委託の入札残など、不用額が生じたとの説明がありました。

質疑として、議長交際費に関して、年間の支出の公表はあるが、議会だよりで3か月ごとに公表してはどうか。また、前局長より引き継ぎは受けているのかとの質疑に対し、前局長より引継ぎは受けている。公表については、交際費の支出等に関する要綱に基づいて公表しているが、今後の検討課題にしたいとの答弁がありました。

次に、田浦基幹支所について申し上げます。

職員6人体制で、利用者に対し迅速な対応と適正な行政サービスを提供するために、総務関係や出納・税務関係、住民異動・福祉・保険年金関係などの窓口業務が行われ、住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上などが図られております。

質疑として、需用費の不用額が多いがその内容はとの質疑に対し、最大の要因は光熱水費の電気料が、業者が変わったことで基本料金等が以前に比べ下がったためとの答弁がありました。

また、自動交付機の利用と基幹支所の来庁者数はどれぐらいかとの質疑に対し、自動交付機利用件数は1,016件であり、来庁者数は把握していないが、戸籍等の受付など約2万2,200件の事務処理を行ったとの答弁がありました。

次に、企画財政課について申し上げます。

生活を支える基盤づくりの一環として、平成24年度に佐敷駅通路橋及び通路・駐輪場整備事業が完了し、地域住民の利便性が図られるとともに、避難所への通路確保がなされております。また、行政組織の強化に係る人材育成の取組として、若手職員の指導にメンター制度が導入されております。まちづくり推進では、国際交流事業や芦北町まちづくり支援事業、結婚支援事業などが実施され、魅力的な地域の創造や人材育成が図られております。財政面では、健全財政を維持しながら、必要な事業に対し効率的・重点的な予算編成が行われ、適正な予算執行管理に取り組まれております。

主な質疑として、再生可能エネルギー投資事業出資金の元本保証はされているのか、配当はどのようになるのかとの質疑に対し、クリーンエネルギーに資することを目的に1億円出資している。配当については、事業着手後3年目以降に投資会社が持つ債権の売却益及び売電益を見込んでおり、投資以上の配当が見込めるのではないかと期待を持っているとの答弁がありました。

予算流用の115件については、なるべく少なくするべきではないか。来年度の予算編成に当たっては十分考慮してほしいとの質疑に対し、予算流用については、真にやむを得ないものに行っているとの答弁がありました。

メンター制度の内容はどのようなものかとの質疑に対し、総務課主導で、若手職員に直属の上司以外の先輩職員を相談役に配置し、個人的な悩みなどにアドバイスを与えるものであるとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、慎重に審査した結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） おはようございます。建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日（9月9日）に当委員会に付託されました認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ほか3つの特別会計の決算認定についてと議案第42号「平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、全委員出席のもと、現地調査を含めて9月11日と13日に審査を行いました。

執行部の説明は、成果説明書を基に資料によって詳細に説明を受けました。審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果をご報告いたします。

最初に、建設課の所管分について申し上げます。

防災・災害対策事業では、浸水被害の解消に向け花岡東地区の排水機場建設に着手され、平成25年12月に完成の予定であります。また、白岩地区において排水路整備を実施され、小田浦地区においては駅前通りの排水路に水中ポンプ2基を設置され、排水能力が向上しております。

公共土木施設災害復旧事業では、梅雨前線豪雨により、道路20件、河川59件、

合計79件の被害が該当し、このうち、道路15件、河川33件、合計48件の復旧を平成24年度で完了され、残り31件は翌年度への繰越しですが、現在では、全て完了しております。また、小災害復旧事業では、国庫補助の対象にならない生活関連施設等の災害復旧24件に対し、補助金を交付され、早期復旧が図られております。

急傾斜地崩壊対策事業は、熊本県が事業主体で実施される関係上、賀倉地区ほか4地区分の事業費の一部を町から負担してあります。

港湾維持管理事業は、熊本県が事業主体で実施されており、港湾補修事業では小田浦及び女島地区での物揚場等工事。津波高潮危機管理対策事業では熊本県排水機場補修工事等。堤防老朽化対策事業では、佐敷川堤防補修工事が実施され、その事業費の一部を町から負担してあります。

公営住宅等管理事業では、各団地の住宅修繕を随時行ってあり、除草及び樹木剪定作業業務委託により環境美化も実施してあります。

交通ネットワークの整備では、道路改良事業（宮崎湯治線外5路線）、道路局部改良工事（熊ヶ倉岩尾戸線外4路線）、橋梁改修維持工事（西平橋外2件、橋りょう点検33橋、修繕計画策定91橋）が実施されております。

また、交通安全施設設置事業等では、ガードレールやカーブミラーの設置や修繕、道路維持修繕工事、側溝整備工事、新設舗装工事等を（川嶽線外19路線）で実施されております。

排水路整備事業では、平生地区及び計石地区の家庭排水路整備事業に対し、補助金を交付され、快適な生活環境の整備が図られております。

御立岬土地活用事業では、計画的な残土搬入を図るため、残土処理場管理業務を委託されるとともに、安全性確保のための造成工事を実施されております。

主な質疑を申し上げますと、橋りょう点検を実施されているが、その結果はどうかとの質疑に対し、全体の半分ほど点検を行っており、現在のところ、早急に改修が必要な橋梁はない。また、点検を基に修繕計画を策定し、計画的な維持管理を行うとの答弁がありました。

次に、御立岬残土処理場の今後の利用計画はどうなるのかとの質疑に対し、建設課では造成工事を担当しており、今後、関係課と協議し、利用計画を検討するとの答弁がありました。

次に、公営住宅家賃などの滞納状況はどうなっているのかとの質疑に対し、家賃が約3,100万円、駐車場分が約160万円の滞納がある。電話や訪問により徴収の努力を行っているが、多重債務者の増等により、滞納額が増加しているとの答弁がありましたので、入居者の平等性を確保するため、今後も徴収の努力を続けて

行うよう、要望を申し上げておきました。

次に、上下水道課の所管分について申し上げます。

一般会計の浄化槽設置費助成事業では、53基の浄化槽設置に対し、補助金を交付してあります。また、飲料水供給施設整備事業では、白石水道組合、古道水道組合及び西告水道組合に補助金を交付され、衛生的な飲料水の確保が図られております。

主な質疑を申し上げますと、西告地区の前の井戸やポンプはどうなったのか。新しい井戸における1分間の水量はどれくらいか。また、1件当たりの負担金はいくらなのかとの質疑に対し、現在、井戸は使用されておらず、ポンプは前のものを利用されている。1分間の水量は14ℓ。1件当たりの負担金は175,000円であるとの答弁がありました。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

本会計では、芦北町水道ビジョンに基づき、計画的に管の布設や施設の点検整備等を実施してあります。

主な質疑を申し上げますと、海浦地区簡易水道仮設水補給工事は、合併効果として評価でき、大変良かったと思うが、小田浦地区への配水はどうなっているのかとの質疑に対し、宮田配水池から配水しており、現在のところ水が不足することはないとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計では、適切な施設管理と集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が11件あり、水洗化率は77.1%となり、前年度と比較して6.5ポイント向上しております。

主な質疑を申し上げますと、使用料の収入未済の内訳はどうなっているのか。また、過年度分はいつの分から残っているのかとの質疑に対し、芦北処理区19人、米田処理区4人、花岡東処理区3人、女島西処理区1人、内野処理区5人である。また、過年度分は平成12年度分から残っているとの答弁がありましたので、転出などにより所在不明者の分は、状況に応じて処分を検討されるよう、申し上げておきました。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理が主体であり、適正な管理に努められ、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況の良好な箇所については、通常、2カ月ごとの点検を3カ月ごとに減らしたことにより、経費が削減されております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

議案第42号として、平成24年度に発生した利益の処分と決算の認定をあわせて議会に提案したものであるとの説明がありました。

決算の内容は、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は23,410,935円で、さらに営業外収支を加減した経常利益は12,343,603円となっております。

また、当年度純利益と前年度からの繰越利益剰余金を合わせた当年度の未処分利益剰余金は15,328,299円であり、このうち議会の議決による処分額は、剰余金処分計算書のとおり減債積立金の積立2,000,000円、建設改良費の積立10,000,000円となっており、処分後残高（繰越利益剰余金）は3,328,299円となっております。

主な質疑を申し上げますと、城山配水池増築工事に関連して、町道テレビ塔線が傷んでいるが、整備はどうするのかとの質疑に対し、補修を行う計画であるとの答弁がありました。

次に、商工観光課の所管分について申し上げます。

まず、新たな商品開発事業では、地域資源の活用及び環境に配慮し、御立岬公園内に製塩体験施設（塩むすび館）等が整備されております。

商工業の育成と振興につきましては、中小企業に対する資金融資の保証料補助を行うとともに、芦北町商工会の事業に対し、補助金を交付してあります。

企業誘致対策では、矢城牧場跡地及び女島埋立地にメガソーラーを設置する企業を誘致されております。

矢城牧場跡地は、事業主体がOCE芦北メガソーラー株式会社、面積32.9ha、出力規模21.5メガワットで、平成26年3月の運転開始予定であり、女島埋立地は、事業主体がSGE T芦北メガソーラー合同会社、面積8.9ha、出力規模8.0メガワットで、平成25年12月の運転開始予定となっております。

また、旧国民年金健康保養センターの活用につきましては、継続して協議されております。

労政対策では、離職を余儀なくされた求職者を対象に緊急雇用創出基金事業を活用し、町内の事業所等で40人の臨時職員を採用されております。

観光振興対策としては、九州新幹線及び南九州西回り自動車道利用者や県内外からの誘客を図るため、御立岬公園や海浜総合公園、観光うたせ船等本町主要観光資源を継続をしてPRを行ってあります。

また、7年目の「芦北伽哩街道」は定着したイベントとなっており、観光客からは好評を博しています。

なお、平成24年度の観光入り込客数1,710,198人は、JAあしきたのフ

アーマーズマーケットの利用者増等もあり、前年度と比較して779,459人、83.7ポイントの増加となっております。

主な質疑を申し上げますと、メガソーラーは発電事業に留まらず、観光的な役割も果たすと期待しているが、今後、誘致する用地はないのかとの質疑に対し、町有地はメガソーラー建設に必要な面積や日照条件等で、課題が多い。民有地は可能性があるので、情報収集に努め企業との連携を図りたいとの答弁がありました。

また、メガソーラーや製塩施設など新たな観光素材ができたが、新たな観光ルートの開発などは考えられないのかとの質疑に対し、うたせ船などを組み合わせ、環境学習などをはじめ新たな観光ルートの開発を検討したいとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

温泉施設は、町内・町外に類似施設が存在するため、経営は厳しい状況が続いております。湯浦温泉センターは、改築工事基本設計及び実施設計を行っており、平成26年3月に完成予定となっております。

大野温泉センターでは、管理をJAあしきたに委託され、経営努力とともに、道の駅「大野温泉」がオープンした効果などにより、入浴客数62,829人は、前年度と比較して6,729人、12.0ポイントの増加となっております。

なお、町有温泉4施設の入浴客数257,490人は、前年度と比較して817人、0.3ポイントの増加となっております。

主な質疑を申し上げますと、大野温泉センターの利用者は増加しているが、グラウンドゴルフ利用者は減少しており、使用料金や他の用途などを検討してみてもどうかとの質疑に対し、指定管理者の経営努力が反映されるような方策の協議を行っており、その中で検討したいとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の所管分について申し上げます。

農業委員会では、平成23年度の農地利用状況調査で回答のあった731筆、73haの中から「売りたい、貸したい」と希望があった233筆、29.3haの現地調査を実施されております。

また、田浦地区における農地・非農地判断リスト分の127筆、約19haの現地調査も実施され、その結果、非農地として80筆、13.2haを判断し、対象者に非農地通知書を発送されております。

農地和解仲介事業では、9件の相談があり、地元農業委員の立会いにより全て解決されております。

主な質疑を申し上げますと、農地和解仲介事業では、どのような相談を解決されたのかとの質疑に対し、主なものは、農地進入路の境界関係、耕作放棄地の立木が農地に陰をすること、農地賃貸借契約の期間関係などとの答弁がありました。

次に、農林水産課の所管分について申し上げます。

農業振興費の水田農業経営確立対策では、2,509 t 以内の生産調整目標数量に対して、実施生産数量2,379 t の実績となり、目標を達成されております。

果樹振興対策では、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業により、デコポンハウス内の循環扇や剪定枝粉碎機が導入され、また、柿「太秋」の平棚・防鳥ネットも整備が進み、着々と生産の安定化が図られております。

花き・野菜振興対策では、高齢で小規模な生産者の出荷促進を目的とした、シルバー農業施設化設置事業により、単棟パイプハウス3棟、約6.5 a を設置されております。

畜産振興対策では、家畜伝染病予防対策をはじめ、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産子牛や繁殖牛の購入費助成及び畜産ヘルパー事業を実施されております。

農地・農道・農業用水等の保全管理事業では、農地の利用促進、遊休農地の抑制及び解消を目的に、農地の受け手及び出し手に対して、交付金が交付され農地流動化の推進が図られております。事業の実績は、利用権設定122件の約27 ha、所有権移転31件の約5.5 ha となっております。

また、中山間地域等直接支払交付金事業（32集落409 ha）と農地・水保全管理支払事業（3地区45.61 ha）を継続して実施され、農地の保全管理及び農地の持つ多面的機能の維持が図られております。

人・農地プラン推進事業では、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、田浦、大野、女島、米田の4地域において、関係者と協議を重ね「人・農地プラン」を作成されております。

また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目的に交付される青年就農交付金は、4件の5人に交付されております。

その他、鳥獣被害対策として、防護柵の設置やわな免許取得・箱わな購入に対する補助金が交付されております。

また、企業参入による地域担い手支援のため、緊急雇用創出基金を活用し、委託先の1社において、10人を雇用されております。

なお、芦北町農・林・水まちづくり支援事業では、アカモクの商品化や地元産野菜出荷強化を図る事業に、2団体が取り組んでおります。

農業基盤の整備として、広域農道整備事業は、昭和55年度から事業に着手され、平成24年度に完了し、全面開通しております。

災害復旧事業では、梅雨前線豪雨により、農地災害復旧事業に32件の被害が該当し、このうち1件を平成24年度で完了され、残りの31件は翌年度への繰越し

ですが、現在では、全て完了しております。また、農業用施設災害復旧事業に20件の被害が該当し、全件が翌年度への繰越しですが、現在では、全て完了しております。

また、小災害復旧事業では、国庫補助の対象にならない農業施設等の災害復旧69件に対し、補助金を交付され、早期復旧が図られております。

農業体質強化基盤促進事業は、新規事業として、水田の汎用化を図り流動化につながるため、水田地下水制御システムを豊岡、大野松生、八幡地区において、(14箇所2.5ha)で導入されております。

県営芦北地区排水対策特別事業は、熊本県が事業主体で実施される関係上、事業費の一部を町から負担してあります。平成24年度では、ポンプ及び電機設備の据付けが完了し、試験運転が可能となり、事業の完了は平成26年度の予定となっております。

林業振興費では、林業、木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設に対し補助金が交付されております。

森を育てる間伐材利用推進事業では、優良な間伐材の流通促進と価格安定を図るため、出荷量実績725m³に対し補助金が交付されております。

また、間伐等促進事業では、健全な森林の育成を図るため、切捨間伐などの38.18haに対し補助金が交付されております。

なお、間伐等森林整備促進対策事業では、作業道塩浸寒気線(延長=1,012m)が開設されております。また、単町林道舗装事業では、宇土線外25路線の整備に補助を行い、2,645mのコンクリート舗装が実施され作業道機能の充実と車両通行の安全確保が図られております。

災害復旧事業では、梅雨前線豪雨により、林道施設災害復旧事業に林道7路線と作業道1路線の被害が該当し、このうち林道1路線と作業道1路線は平成24年度で完了され、残りの林道6路線は翌年度への繰越しですが、現在では、全て完了しております。

水産業振興費では、2つの漁業協同組合の合併に向けて、組合員に説明会を実施されております。現在まで、合併推進協議会を設立し、3回の協議が終わり、平成26年4月の合併を目指して努力されております。

また、漁獲量の減少を改善するためにクルマエビ、ヒラメ、ガザミ及びアユ稚魚等の放流事業が継続して実施されております。

なお、芦北漁協では、新たな特産品開発としてクマモト・オイスターに加え、マガキの養殖試験にも取り組まれております。

その他、町内中学生によるうたせ船の体験学習が行われ、地域漁業への理解を深

められております。

漁港整備事業では、牛の水漁港整備に伴い、臨港道路及び用地護岸の整備を実施されております。

また、田浦漁港既存施設の機能診断調査や杉迫漁港、海浦漁港の堤防嵩上工事等の実施により、漁港の安全性や機能回復が図られております。

主な質疑を申し上げますと、農業関係では、農道舗装の事業費に不用額が出ているが、他の希望者に振り替えることは出来なかったのかとの質疑に対し、不用額が出そうな場合には、希望地域に振り替えて対応することになっている。今回は、豪雨災害復旧が重なって、ぎりぎりまで事業着手するかしないか、受益者の結論が出なかったため、振り替えることができなかったとの答弁がありました。

林業関係では、間伐材の利用に補助金が出ているが、水俣市で計画されているバイオマス発電への利用は考えられないのかとの質疑に対し、電力買取り制度において、間伐材利用は1キロワット当たり32円、主伐材の場合が24円であり、間伐材利用は有利な設定となっている。なお、水俣市で計画されている発電所に必要な木材は、水俣芦北森林組合が1年間に取り扱う木材量を超えており、現時点では供給と需要のバランスが取れないと聞いているとの答弁がありました。

水産業関係では、クマモト・オイスターとマガキの単価の違いや、売り先の見込みはどう考えているのかとの質疑に対し、小売価格では、クマモト・オイスターは1個当たり約500円、マガキが約100円程度で取引されている。売り先は、先進地の取り組みを見ていると、問題なく確保できると考えているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ほか3つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第42号「平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、あわせて決算は認定すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 最後に、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日（9月9日）に当委員会に付託されました認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」と認定第2号「平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか3つの特別会計の決算について、全委員出席のもと9月11日と12日に審査を行いました。

審査に当たりましては、成果説明書及び資料に基づき執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告致します。

まず、生涯学習課では、「魅力的な地域づくり」及び「豊かな心の人づくり」並びに教育立町の理念であります「古きを学び知り、生きる力を培い、新しさを創る」温故創新を実現するため生涯学習、文化振興、スポーツ振興事業の推進を図り、未来を担う子どもたち、青少年、高齢者などの各年代層において幅広く生涯学習全般の環境整備に努められております。

主な質疑として、スポーツ補助金の増額はできないかとの質疑に対し、内規に基づいて実施しており、小・中学生は、遠方になると加算措置を行っているとの答弁がありました。

こども体験学習のラフティングは、安全面において指導者は何名かとの質疑に対し、8人乗りのボートに、インストラクターと職員が同乗しているとの答弁がありました。

水泳教室には、高齢者の方も参加しているのか、また保育園児、幼稚園児の利用はあっているのかとの質疑に対し、アクア教室に参加されている。また、保育園児、幼稚園児の利用もあっているとの答弁がありました。

美術館の物品売払手数料が減少しているかという質疑に対し、商品の入れ替えが少なかったことが要因の一つと考えられるので、今後商品の入れ替え等を検討して行きたいとの答弁がありました。

次に、住民生活課に係る決算について報告致します。

一般会計と国民健康保険事業特別会計ほか2つの特別会計を併せてご報告申し上げます。

まず、一般会計につきましては、施策の大綱は「人にやさしい快適なまちづくり」であります。保健衛生対策では、保健センターを拠点として母子保健事業を始め歯科保健事業、予防接種事業、健康増進事業等、町民が「心身共に健康で明るい生活を送る」ための事業が実施されております。

環境対策事業としては、不法投棄対策や生ごみ処理支援対策等が実施されております。また、地球温暖化対策として、前年度引き続き天ぷら油を回収し、ディーゼル車用燃料に転化する事業に取り組まれております。

水俣病対策では、女島活力推進センターが完成し、「もやい直し」、「地域の活力アップ」、「健康管理」に関する各種事業が実施されています。また、水俣病特措法に基づく救済申請受付は平成24年7月末をもって終了したが、水俣病相談窓口業務は継続して行っているとの説明がありました。

ごみ処理対策事業では、循環型社会の形成に資するため、分別収集による資源ごみのリサイクルの推進とごみの減量化を図られています。また、不法投棄パトロール及び回収事業を実施し環境美化に努められています。

主な質疑として、水俣病情報発信事業については、今後も継続していくのかとの質疑に対し、創意工夫しながら、うたせ船との組み合わせを踏襲しつつ、継続して行きたいとの答弁がありました。狂犬病予防については、現在、国内では発生していないようだが、予防注射は必要なのかという質疑に対し、現在、国内では発生事例はないが、狂犬病予防法に基づき実施している。海外からの流入の一例として外国船によって狂犬病にかかった犬が上陸した場合、蔓延する恐れがあり、未然に防ぐため注射が必要であるとの答弁がありました。収集業務等の入札残の原因は何かという質疑に対し、契約には、長期契約と単年単価契約のものがあり、単年単価契約分における処理量が少なかったためとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）については、少子高齢化や低所得者層の増加、更には、疾病構造の変化や医療技術の高度化等に伴い、国保財政は厳しさを増しており、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目指した国保人間ドックの助成等により重症化予防や医療費の適正化に取り組み、運営の健全化に努められています。

次に、（直診勘定）については、吉尾温泉診療所は吉尾地域におけるへき地診療所としての役割を担っており、へき地医療支援機構や熊本大学医学部附属病院等の支援を受け、地域医療の確保に努力されています。週3日の診療体制に移行され、地域医療の役割を果たされています。

介護保険事業特別会計については、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や介護予防等の地域支援事業に努められています。

地域支援事業では、要介護状態を防止するため、閉じこもり予防事業、筋力トレーニング事業等に積極的に取り組まれるとともに、「食」の自立支援事業等を実施されています。地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的なケアマネジメント事業及び総合相談支援事業を実施されています。

主な質疑として、保険料の基準月額4,410円は、県内で何番目くらいかという質疑に対し、県内で9番目に安い保険料になっているとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、保険者であります後期高齢者医

療広域連合と連携し、申請や相談などの窓口業務、保険料徴収等に努められています。

被保険者の疾病の予防及び早期発見、早期治療に資するため後期高齢者健診を実施されています。また、後期高齢者医療人間ドック健診補助も実施されています。

次に、福祉課に係る決算について報告致します。

福祉事業につきましては、総合計画に掲げる基本目標の「人にやさしい快適なまちづくり」を目指し、高齢者、障害者の生きがいづくり、子育て環境の整備、地域福祉活動の推進等を図るため、少子高齢化が進展する中、社会福祉、障害者福祉、児童及び父子・母子福祉、保育所、高齢者福祉の各種事業に積極的に取り組み住民福祉の向上に努められています。

主な質疑として、障害者住宅改造助成事業の1件当たりの限度額と平成24年度の申し込み件数は何件かとの質疑に対し、日常生活用具給付費20万円を除いて、限度額は70万円となっている。平成24年度の申し込み件数は1件であったとの答弁がありました。また、聴覚障害児に対する助成は、何件かとの質疑に対し、対象者は3人となっているとの答弁がありました。

高齢者福祉費の食の自立支援事業の実績減についての質疑に対し、年度途中で介護保険事業と高齢者福祉費との間で食の自立支援事業の該当者の見直しが行われたためとの答弁がありました。

シルバー人材センターの登録者数及び業務内容はどのようなものかという質疑に対し、登録者数は73人で、うち女性が35人である。業務内容は、樹木の剪定、マイクロバスの運転、農作業、児童館の管理などとなっているとの答弁がありました。

保育単価についての質疑に対し、平成24年度では地域や定員によって違うが、加算金などを含めないで、定員120人規模で0歳児が142,710円、1歳児が81,690円、3歳児が35,900円、4歳児が29,800円の月単価となっているとの答弁がありました。

次に、教育課に係る決算について報告致します。

学校教育では、将来を担う子どもたちに、徳育を根底に知育・体育を総和した基礎・基本の修得による学力向上及び生命の尊重と公共心の向上並びに我が国と郷土及び国際社会に貢献できる人材の育成を図ることを目標に掲げ、諸々の事業が実施されています。

児童生徒の学力の充実と向上をめざして「研究指定校制度」に基づき、ICT機器を活用した学力充実研究指定校に4校を指定し、デジタル教科書や電子黒板などの機器を活用した事業への積極的な取り組みを推進されています。

平成23年度から全校で論語の素読に取り組み、徳育の推進に努めるとともに、平成24年度から中学校武道必修化に伴い、空手道を必修科目に指定されており、特色ある教育として取り組んでおられます。また、各小中学校に特別支援教育支援員を13人配置するとともに、不登校対策のための支援員を2人配置するなど、児童・生徒に対するきめ細かな指導、適切な支援に努められております。

主な質疑として、英検2級の受験者がなかったのはどうしてかという質疑に対して、2級はかなり難しいレベルであり、基準は3級が中学校卒業程度となっているとの答弁がありました。

論語の素読が始まって3年経ったが、その成果と現状はどうなっているかとの質疑に対し、数値として表しにくく難しい部分であるが、大きな声を出して読むことで児童生徒に積極性が出てきたなどの効果が出ているとの答弁がありました。論語素読については、引き続き指導を行い、子どもに浸透するよう力を入れてほしいという要望もありました。

不登校児童生徒の現状はどうなっているかという質疑に対し、現在3名いる。今まで10名前後だったのが減少してきている。支援員の配置による効果が出ていると考えているとの答弁がありました。

次に、奨学資金貸付事業特別会計については、大学生29名、高校生1名に対し貸付が行われており、町内の優秀な学徒で経済的理由による就学困難者への便宜が図られています。

なお、大学生については、平成24年度から月額3万円を5万円に限度額を増額されています。

質疑では、奨学資金の返済人数は何人か、返済期間が長い人でどれくらいかという質疑に対し、返済人数は125人となっている。長い人で10年が返済期間になっているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」及び認定第2号「平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか3つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前 11 時 20 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 決算審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意味があり、文教厚生常任委員長報告に対して1点、建設経済常任委員長報告に対して4点の質疑を行います。

まず、文教厚生常任委員長報告の2ページ、水俣病対策では、主な質疑として、水俣病情報発信事業については、創意工夫をしながら継続していきたいとの答弁がありましたとなっています。しかし、水俣病特措法に基づく救済申請受付は平成24年7月末をもって終了したが、水俣病相談窓口業務は継続して行っているとの説明がありましたとあります。この水俣病相談窓口業務とは、今、内容的にはどのような内容の説明がありましたか。それと、相談はどんなことが多いのか、その説明をお聞きしたいと思います。

建設経済常任委員長報告について、4点お聞きをいたします。

まず、2ページ、公営住宅家賃などの滞納状況はどうなっているか、家賃が約3,100万円、駐車場分が約160万円滞納がある。多重債務者の滞納額が増加しているということですが、多重債務者以外での原因はどういうものがあるのか、どんな説明がありましたか。

それと、5ページの下から7行目の、うたせ船などを組み合わせ、環境学習などをはじめ、新たな観光ルートの開発を検討したいと。具体的にどんな内容の説明がありましたか。

7ページ、下から10行目、青年就農意欲の定着を目的とする交付金、4件の5人の交付されておりますとあります。具体的にどんな説明がありましたか。現在の状況等の説明をお聞かせください。

8ページ、真ん中あたりの林業振興費の林業、木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設に対し補助金が交付されておりますとあります。初年度からの推移はどうなっているのか説明がありましたか。また、予算に対して目的は達成されているのか説明がありましたか。

以上、文教厚生委員長報告に対して1点、建設経済常任委員長報告に対して4点、よろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 白坂文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 坂本議員の質問に対しまして、先ほど委員長報告のとおり、水俣病特措法に基づく救済申請受付は平成24年の7月をもって終了しましたが、本町としましては、住民生活課において、そのまま水俣病相談窓口業務は継続しているとの説明がありました。ただ、その中での内容等に対しての議員から質問等がございませんでしたので、そのあたりの説明はございませんでした。

以上です。

○議長（藤井公明君） 草野建設経済委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） まず最初の、公営住宅の賃金の滞納状況の多重債務者増等、滞納が増えているということでありますけれども、現状では、聞いたところでは、出て行ったり、口頭で電話で滞納金を徴収するよう努められたということだけで、あとはどのような内容かは聞いておりません。

また、2番目の環境ですか、うたせ船の体験学習の件ですが、これについても別段、漁業への関心を高めるための学習を行っているとのことで、ほかは聞いておりません。

それから、青年就農の件ですが、これは極端には自立支援するまでの就農支援で、田浦地区の男性が2名、女島地区が1名、米田地区の夫婦に1件出してあるということで、これは自立ができなかった場合は途中で打ち切りますけれども、最長5年間を支援するというので、そのような状況だけを把握しております。

木造住宅の件ですが、これについては達成度等については聞いておりませんが、引き続き木造住宅には要請があった場合には、範囲内で補助金を交付するという状況でありました。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） この委員長報告以外に、私も総務常任委員会で担当課から説明を受けておりますが、もうこと詳しく、各項目において説明をされ、審査ができていると思いますが、今の委員長答弁では、何か聞いていないとか、そういうことですので、ちょっとがっかりする部分もあるんですが、報告書の文面もあります、ある程度、審査はなされていると思いますので、そのことをある程度詳しく報告していただきたいなと思います。

以上です。終わります。

○議長（藤井公明君） 草野建設経済委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） 慎重に審査はしました。主要成果説明書にぴしゃっと書いてありますので、そのような状況で説明は受けました。これに書いてあ

るとおりですので、そこを目を通していただければ分かると思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから、日程第1、認定第1号から日程第10、議案第42号までを、順次討論を行い、採決します。

日程第1、認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号「平成24年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号「平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号「平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号「平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号「平成24年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号「平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号「平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号「平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号「平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号「平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号「平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号「平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号「平成24年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号「平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号「平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号「平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、認定第9号「平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第10、議案第42号「平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号「平成24年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり、可決及び認定することに決定しました。

-----○-----

日程第11 発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書案について

- 議長（藤井公明君） 日程第11、発議第3号「道州制導入に断固反対する意見書案について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。元山君。

- 9番（元山秀志君） 発議第3号、道州制導入に断固反対する意見書案につきまして、提案理由を申し上げます。

全国町村議会議長会では、これまで道州制に関し、「絶対に導入しないこと」と町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定され、政府・国会に対し適時要請を行ってあります。また、熊本県町村議会議長会におきましても、去る6月4日の理事会において、「道州制導入反対に関する要請」を採択され、熊本県選出衆参両国會議員に送付し、要請してあります。

しかしながら、自由民主党・公明党においては、道州制の導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また日本維新の会・みんなの党は、既に共同で「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中の審査扱いになっているところであります。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、

住民自治が衰退してしまうことは明らかであることから、道州制導入に断固反対する意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますように、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議員派遣の件

○議長（藤井公明君） 日程第12「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任で願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

-----○-----

日程第13 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第14 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

- 議長（藤井公明君） 日程第13から日程第16までの各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

-----○-----

- 議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員